iFreeETF 日経225(年1回決算型)

追加型投信/国内/株式/ETF/インデックス型

※課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書) 2025年4月4日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「iFreeETF 日経225 (年1回決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年4月3日に関東財務局長に提出しており、2025年4月4日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名 大和アセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 佐野径

本 店 の 所 在 の 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

有価証券届出書の写し 株式会社東京証券取引所

を縦覧に供する場所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

iFreeETF 日経 225 (年1回決算型)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

20 兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

1口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ

https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および 地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することが できるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(6)【申込単位】

委託会社は、取得申込みに適用される各銘柄の株式(以下「取得時のバスケット」といいます。)を所定の方法(※1)によって提示するものとします。

受益権の取得申込者は、販売会社(※2)に対し、取得時のバスケットを単位として受益権の 取得申込みを行なうことができます。

取得時のバスケットは、日々変更されます。

原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。

(※1) 所定の方法

1. 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト「https://www.daiwa-am.co.jp/etf/」に掲示しま

す。

- 2. 「取得時のバスケット」1 単位当たりの取得口数は、取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの(1口の整数倍とします。) とします。
- 3. 取得時のバスケットの評価額が、委託会社が定める口数に取得申込受付日の基準価額を 乗じて得た額に満たない場合には、取得申込者はその差額に相当する金銭を支払うものと します。
- 4. 取得時のバスケットに取得申込者の自社株式等(自社が発行した株式またはその親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。)が発行した株式をいいます。以下同じ。)が含まれている場合には、当該株式に代えて、当該株式の評価額に、これを信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を加算した金額の金銭を引渡すことによって、取得の申込みに応じることができるものとします。

取得申込者は、販売会社を通じて、委託会社に取得時のバスケットに自社株式等が含まれている旨を通知するものとします。この通知が取得申込時に行なわれなかった場合において、そのことによって取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。

(※2) 販売会社

販売会社については、下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ

https://www.daiwa-am.co.jp/

(7)【申込期間】

2025年4月4日から2025年10月3日まで(継続申込期間) (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ

https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭を、当該取得申込みにかかる信託が設定される日までに販売会社に引渡し、当該取得時のバスケットの各銘柄の株式を保護預けするものとします。取得申込みにかかる株式については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託会社の指定するファンド口座に移管されます。(株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。)

(10)【払込取扱場所】

前(9)の引渡しは、販売会社において行なうものとします。販売会社については、前(6)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。 株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目的とします。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

| 単位型投信·追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|-------------|--------|---------------|------|---------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式債券 | MMF | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海 外 | 不動産投信 その他資産 | MRF | |
| | 内 外 | () 資産複合 | ETF | 特殊型 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス |
|--------------------|--------------|-------------|----------|
| 株式一般 | 年1回 | グローバル | |
| 大型株 中小型株 | 年2回 | 日本 | 日経225 |
| 債券 | 4.4 0 | 北米 | LINELLO |
| 一般公債 | 年4回 | 欧州 | |
| 社債 その他債券 | 年6回 (隔月) | アジア | TOPIX |
| クレジット属性 | (MB/J) | オセアニア | |
| 不動産投信 | 年12回 (毎月) | 中南米 | |
| その他資産 | 日々 | アフリカ | その他 |
| 資産複合 | その他 | 中近東 (中東) | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | () | エマージング | |

⁽注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1) 商品分類の定義

| 単位型・ 追加型 | | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の 追加設定は一切行なわれないファンド |
|-------------|----|--|
| | | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ 従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| 投資対象 | 国内 | 目論見書または投資信託約款 (以下「目論見書等」といいます。) |

| 地域 | | において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資 |
|--------------|-----------|--------------------------------------|
| | | 産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 海外 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的 |
| | | に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 内外 | 目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を |
| | | 実質的に源泉とする旨の記載があるもの |
| 投資対象 | 株式 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的 |
| 資産 | | に株式を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 債券 | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的 |
| | | に債券を源泉とする旨の記載があるもの |
| | | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的 |
| | | に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券 |
| | | を源泉とする旨の記載があるもの |
| | | 目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的 |
| | | に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨 |
| | | の記載があるもの |
| | | 目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)および |
| | | その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉と |
| | | する旨の記載があるもの |
| 独立区分 | | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF |
| | ネージメント・フ | |
| | アンド) | |
| | ` ' ' | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF |
| | ザーブ・ファンド) | |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 |
| | | 号) 第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならび |
| | | に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に |
| 44日八字 | | 規定する上場証券投資信託 |
| 佣足 分類 | | 目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載がある。 |
| | | の記載があるもの |
| | — | 目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要しまれる。 |
| | | 要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの |

(注2) 属性区分の定義

| 投資対象 | 株式 | 一般 | 大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの |
|------|----|-------|-------------------------------|
| 資産 | | 大型株 | 目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があ |
| | | | るもの |
| | | 中小型株 | 目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載が |
| | | | あるもの |
| | 債券 | 一般 | 公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの |
| | | 公債 | 目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債 |
| | | | (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。) |
| | | | に主として投資する旨の記載があるもの |
| | | 社債 | 目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す |
| | | | る旨の記載があるもの |
| | | その他債券 | 目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投 |
| | | | 資する旨の記載があるもの |
| | | 格付等クレ | 目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があ |
| | | ジットによ | るもの |

| | る属性 | |
|---------------|---------------------|---|
| | 不動産投信 | 目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する |
| | | 旨の記載があるもの |
| | その他資産 | 目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リー |
| | | ト)以外に投資する旨の記載があるもの |
| | 資産複合 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ |
| | | 360 |
| | 資産複合 資産配 | 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ |
| | - 1. 1. 1. 1. 1. 1. | いては固定的とする旨の記載があるもの |
| | | 目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率につ |
| | | いては、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固 |
| | | 定的とする旨の記載がないもの |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの |
| | 年2回 | 目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの |
| | 年4回 | 目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの |
| | 年6回(隔月) | 目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの |
| | | 目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある |
| | 1 12 [(14/1) | 50 |
| | 日々 | 目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの |
| | その他 | 上記属性にあてはまらないすべてのもの |
| 投資対象 | · | 目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を |
| 地域 | | 日 端光 自 寺において、 紀八貞座による 投資収益が 巨がの 貞座を源泉とする 旨の記載があるもの |
| | 日本 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を |
| | | 日 端光 自 寺において、 紀八 貞 座による 投 貞 収 並が 日 本 の 貞 座 を 源泉とする 旨 の 記載 があるもの |
| | 北米 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資 |
| | | 産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | | 目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資 |
| | | 産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | アジア | 目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くア |
| | | ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | オセアニア | 目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地 |
| | | 域の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 中南米 | 目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の |
| | | 資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | アフリカ | 目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域 |
| | · · | の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 中近東(中東) | 目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の |
| | , , _ , , , , , , | 資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | エマージング | 目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング |
| | · · | 地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載がある |
| | | もの |
| 投資形態 | ファミリーファン | 目論見書等において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズに |
| 12C2C/12 /12C | | のみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するも |
| | | O |
| | ファンド・オブ・ | 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・ |
| | | オブ・ファンズ |
| 為替ヘッ | | 日論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為 |
| ジジ | | 替のヘッジを行なう旨の記載があるもの |
| | なし | 目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があ |
| | 5 | |

| | | るものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの |
|------|-----------|---------------------------------|
| 対象イン | 日経 225 | 目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨 |
| デックス | | の記載があるもの |
| | ТОРІХ | 目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす |
| | | 旨の記載があるもの |
| | その他の指数 | 目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめ |
| | | ざす旨の記載があるもの |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極 |
| | | 的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは |
| | | 逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨 |
| | | の記載があるもの |
| | 条件付運用型 | 目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組 |
| | | みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価 |
| | | 額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値によ |
| | | り定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるも |
| | | Ø . |
| | ロング・ショート型 | 目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求 |
| | /絶対収益追求型 | をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を |
| | | めざす旨の記載があるもの |
| | その他型 | 目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれ |
| | | にも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるも |
| | | Ø |

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、10 兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目的として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す指数です。

- ●日経平均トータルリターン・インデックスを構成する全銘柄の株式を組入れる ことを原則とします。
- ●上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。
 - 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - (a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - (b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク (市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加また は減少の生じるおそれをいいます。) を減じる目的
 - 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

◆日経平均株価(日経225)とは

日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所に上場する市場を代表する225 銘柄を対象に算出されます。

1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。

- ① 「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「日経平均株価」といいます。)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって 算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経 平均株価」を算出する手法に対して著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ② [日経] および [日経平均株価] を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて 株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ③当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本 経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、 公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均 株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有して います。

- ●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
- 売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、株式により行ないます。

- 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(日経平均トータルリターン・インデックスを構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の 取得申込を行なうことはできません。

●受益権を株式と交換することができます。

- 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、委託会社が定める一 定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する 株式との交換を申込むことができます。
- 解約申込により受益権を換金することはできません。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

• 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
決算日は毎年7月10日です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ●株式への投資割合には、制限を設けません。
- ●外貨建資産への投資は、行ないません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用 (信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (a) 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致 (株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 株式および株価指数先物取引(株価指数先物取引を利用した場合)の最低取引単位の影響
- (g) 株式および株価指数先物取引(株価指数先物取引を利用した場合)の流動性低下時における売買対 応の影響
- (h) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (i) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

(2) 【ファンドの沿革】

2001年7月9日信託契約締結、当初設定、運用開始2001年7月13日受益証券を大阪証券取引所に上場

2013年7月16日 取引所の統合により東京証券取引所に上場

2023 年 4 月 4 日ファンドの名称を「iFreeETF 日経 225 (年 1 回決算型)」に変更(従来は「ダイワ上場投信-日経 2 2 5」)

(3)【ファンドの仕組み】

| | 名 称 | 関係業務の内容 |
|------|---|--|
| 委託会社 | 大和アセットマネジメント株式 会社 | 当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※1)の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社:株式会社日 本カストディ銀行) | 信託契約(※1)の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。 |
| 取扱窓口 | 販売会社 | 受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社 および受託会社との三者間契約(※2)に基づき、受 益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属す る株式との交換に関する事務等を行ないます。 |

※1:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信 託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託 会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。

※2: 受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容 等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。

<委託会社の概況(2025年1月末日現在)>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

• 沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものと

みなされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

2024年10月 1日 株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

| 名 称 | 住 所 | 所有 株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 80. 00 |
| 株式会社かんぽ生命保険 | 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 | 株 652, 132 | % 20. 00 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

- ① 当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目的として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。
- ② 日経平均トータルリターン・インデックスを構成する全銘柄の株式を組入れることを原則 とします。
- ③ 前①および前②の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと と(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- ④ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により 投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利 に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク (市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。) を減じる目的
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。
- ※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(2)【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、 次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)③に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - 二. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に 掲げるもの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 6. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

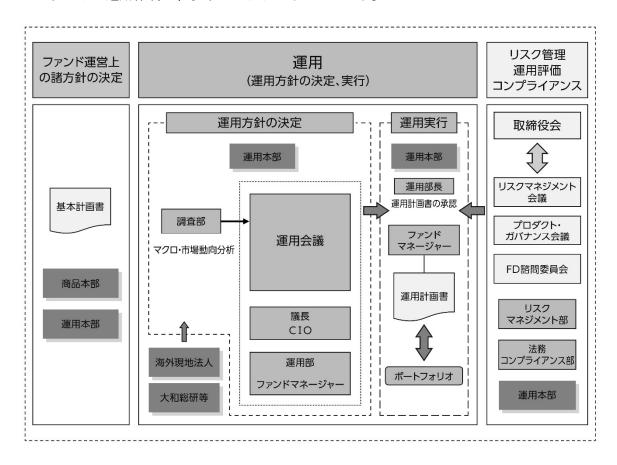
なお、前1.の証券または証書を「株式」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

(3)【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程 運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内 規則によって、次のように定められています。

- イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名) 運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
 - ・基本的な運用方針の決定
 - その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. Deputy-CIO (0~5名程度)CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度) CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ニ. 運用部長(各運用部に1名) ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。
- ホ. 運用チームリーダー ファンドの基本的な運用方針を策定します。
- へ. ファンドマネージャー ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。
- ④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議および FD 諮問委員会 次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の 事務局となる部署の人員は 10~20 名程度です。
 - イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証 結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加え て、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報 告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2025年1月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。

(5)【投資制限】

① 株式(信託約款) 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式の範囲(信託約款)

- イ.委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ. 前イ. にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 先物取引等(信託約款)

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④ デリバティブ取引等(信託約款)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理 的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしま せん。

⑤ 有価証券の貸付け(信託約款)

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社 債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ. 前イ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額 に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行なうものとします。

⑥ 外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への投資は、行ないません。

(7) 信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会 社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。 投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動(価格変動リスク・信用リスク)

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、 短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥っ た場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場 合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② その他

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務 不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する 要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。くわしくは「第2 管理及び運営」をご参照ください。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

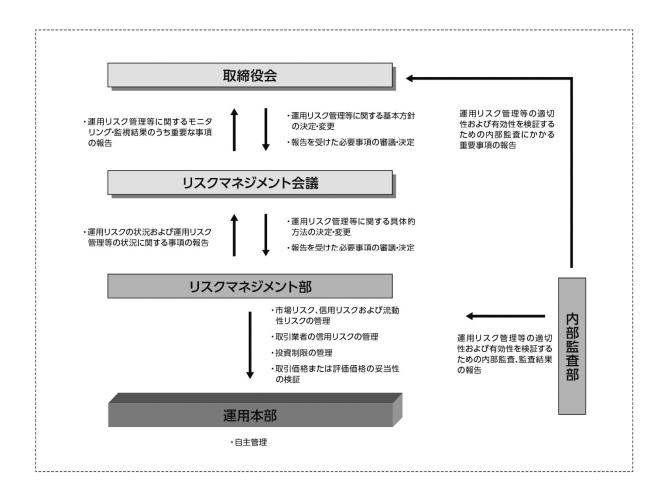
※ 流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、 監督します。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. ([MSCI]) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。 [https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティンプ株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCによります。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社は、当該販売会社が定める申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税および 地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を取得申込者から徴収することが できるものとします。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の 対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金(解約)手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益権の交換または買取りに際して、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を受益者から徴収することができるものとします。 当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。

販売会社については、前(1)をご参照下さい。

② 信託財産留保額 ありません。

交換手数料は、受益権の交換に関する事務等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.の額に2.の額を加算して得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
 - 1. 信託財産の純資産総額に年率 10,000 分の 13.2 (税抜 10,000 分の 12) 以内(提出日現在は、年率 10,000 分の 13.2 (税抜 10,000 分の 12)) を乗じて得た額
 - 2. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に 100 分の 55 (税抜 100 分の 50)以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に 100 分の 55 (税 抜 100 分の 50)以内の率を乗じて得た額。

ただし、1. と 2. の合計は、年率 0.275%以内(税抜 0.25%以内)。

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 前①1.の信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとします (提出日現在)。
 - イ. 委託会社 年率 10,000 分の7(税抜)
 - ロ. 受託会社 年率 10,000 分の 5 (税抜)
 - ※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作 成等の対価 受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

なお、受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産中から支弁することができます。ただし、各計算期間において、信託財産中から支弁する受益権の上場にかかる費用および商標使用料の合計額は、信託財産の純資産総額に年率10,000分の6.6(税抜10,000分の6)を乗じて得た額を超えないものとします。

- ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率 10,000 分の 2.75 (税抜 10,000 分の 2.5) を乗じて得た額となります。
- *提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825% (税抜 0.0075%)
- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規 上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、 0.00825%(税抜 0.0075%)
- ② 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に かかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、信託財産中 より支弁します。
 - (※) 売買委託手数料などの「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は特定株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して 20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率で課税されます。

ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%)となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

口. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037 年 12 月 31 日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315% (所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%) となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択する

ことができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の 法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15% (所得税 15%)の税率で源泉徴収(※)されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037 年 12 月 31 日までは基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315% (所得税 15%および復興特別所得税 0.315%) となります。 益金不算入制度が適用されます。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ.と同様の取扱いとなります。

- (※)外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※) 上記は、2025年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】 (2025年1月31日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) | |
|-----------------------|-------|-------------------|---------|--|
| 株式 | | 4,723,711,869,750 | 98.13 | |
| | 内 日本 | 4,723,711,869,750 | 98.13 | |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 89,886,911,164 | 1.87 | |
| 純資産総額 | 純資産総額 | | 100.00 | |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) | |
|--------------|------|----------------|---------|--|
| 株価指数先物取引(買建) | | 89,682,690,000 | 1.86 | |
| | 内 日本 | 89,682,690,000 | 1.86 | |

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (注3)株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】 (2025年1月31日現在)

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|---------------|----|----|------------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 1 | ファーストリテイリング | 日本 | 株式 | 小売業 | 10,597,500 | 44,511.34 471,708,967,293 | 51,030.00 540,790,425,000 | -11.23 |
| 2 | 東京エレクトロン | 日本 | 株式 | 電気機器 | 11,775,000 | 36,752.81 432,764,376,750 | 26,205.00 308,563,875,000 | 6.41 |
| 3 | アドバンテスト | 日本 | 株式 | 電気機器 | 31,400,000 | 6,982.01 219,235,359,040 | 8,659.00 271,892,600,000 | 5 65 |
| 4 | ソフトバンクグループ | 日本 | 株式 | 情報•通信 業 | 23,550,000 | 11,564.00 272,332,262,100 | 9,411.00 221,629,050,000 | 4 60 |
| 5 | リクルートホールディングス | 日本 | 株式 | サービス業 | 11,775,000 | 9,494.89 111,802,447,200 | 10,930.00 128,700,750,000 | 2.67 |
| 6 | KDDI | 日本 | 株式 | 情報•通信 業 | 23,550,000 | 4,526.38 106,596,325,500 | 5,186.00 122,130,300,000 | 2 54 |
| 7 | ТОК | 日本 | 株式 | 電気機器 | 58,875,000 | 2,177.20 128,182,806,900 | 1,888.50 111,185,437,500 | 2 31 |
| 8 | 信越化学 | 日本 | 株式 | 化学 | 19,625,000 | 6,635.58 130,223,381,700 | 4,877.00 95,711,125,000 | 1 99 |
| 9 | テルモ | 日本 | 株式 | 精密機器 | 31,400,000 | 2,821.08 88,582,178,960 | 2,930.50 92,017,700,000 | 1 911 |

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 または 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------------|----|----|------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 10 | ファナック | 日本 | 株式 | 電気機器 | 19,625,000 | 4,496.87 88,251,080,300 | 4,659.00 91,432,875,000 | 1 90 |
| 11 | 中外製薬 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 11,775,000 | 6,427.01 75,678,123,240 | 6,734.00 79,292,850,000 | 1 65 |
| 12 | ダイキン工業 | 日本 | 株式 | 機械 | 3,925,000 | 22,662.59 88,950,674,220 | 18,370.00 72,102,250,000 | 1 50 |
| 13 | ソニーグループ | 日本 | 株式 | 電気機器 | 19,625,000 | 2,962.31 58,135,468,240 | 3,440.00 67,510,000,000 | 1.40 |
| 14 | NTT データグループ | 日本 | 株式 | 情報·通信 業 | 19,625,000 | 2,379.98 46,707,108,800 | 3,029.00 59,444,125,000 | 1 73 |
| 15 | トヨタ自動車 | 日本 | 株式 | 輸送用機 器 | 19,625,000 | 3,242.46 63,633,336,650 | · | 1 71 |
| 16 | コナミグループ | 日本 | 株式 | 情報·通信 業 | 3,925,000 | 12,091.08 47,457,494,890 | 14,320.00 56,206,000,000 | 1 17 |
| 17 | 日東電工 | 日本 | 株式 | 化学 | 19,625,000 | 2,621.30 51,443,022,170 | · | 1 13 |
| 18 | 京セラ | 日本 | 株式 | 電気機器 | 31,400,000 | 1,925.93 60,474,425,200 | | 1 ()5 |
| 19 | 第一三共 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 11,775,000 | 5,799.08 68,284,171,320 | 4,277.00 50,361,675,000 | 1 ()5 |
| 20 | バンダイナムコ HLDGS | 日本 | 株式 | その他製品 | 11,775,000 | 3,164.29 37,259,559,180 | 3,861.00 45,463,275,000 | 11 44 |
| 21 | НОҮА | 日本 | 株式 | 精密機器 | 1,962,500 | 20,565.07 40,358,968,770 | 20,975.00 41,163,437,500 | 1) Xh |
| 22 | セコム | 日本 | 株式 | サービス業 | 7,850,000 | 4,728.74 37,120,662,460 | 5,233.00 41,079,050,000 | 0.85 |
| 23 | 富士フイルム HLDGS | 日本 | 株式 | 化学 | 11,775,000 | 3,943.63 46,436,345,880 | | 11 84 |
| 24 | 任 天 堂 | 日本 | 株式 | その他製品 | 3,925,000 | 8,942.86 35,100,745,480 | 10,230.00 40,152,750,000 | |
| 25 | オリンパス | 日本 | 株式 | 精密機器 | 15,700,000 | 2,676.08 42,014,605,120 | · | () // |
| 26 | トレンドマイクロ | 日本 | 株式 | 情報·通信 業 | 3,925,000 | 6,978.70 27,391,402,790 | 9,230.00 36,227,750,000 | 11 / 5 |
| 27 | ニトリホールディングス | 日本 | 株式 | 小売業 | 1,962,500 | 16,741.39 32,854,986,025 | 18,170.00 35,658,625,000 | 0 /4 |
| 28 | ディスコ | 日本 | 株式 | 機械 | 785,000 | 64,153.10 50,360,187,210 | 44,740.00 35,120,900,000 | 11 / 3 |
| 29 | 本田技研 | 日本 | 株式 | 輸送用機 器 | 23,550,000 | 1,685.54 39,694,495,500 | 1,478.50 34,818,675,000 | 0 72 |
| 30 | デンソー | 日本 | 株式 | 輸送用機器 | 15,700,000 | 2,507.04 39,360,605,640 | 2,157.50 33,872,750,000 | 0 /0 |

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 98.13% |
| 合計 | 98.13% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|------------|--------|
| 水産・農林業 | 0.07% |
| 鉱業 | 0.06% |
| 建設業 | 1.59% |
| 食料品 | 2.80% |
| 繊維製品 | 0.11% |
| パルプ・紙 | 0.05% |
| 化学 | 5.66% |
| 医薬品 | 5.49% |
| 石油・石炭製品 | 0.23% |
| ゴム製品 | 0.60% |
| ガラス・土石製品 | 0.58% |
| 鉄鋼 | 0.05% |
| 非鉄金属 | 1.09% |
| 金属製品 | 0.01% |
| 機械 | 4.61% |
| 電気機器 | 25.57% |
| 輸送用機器 | 4.03% |
| 精密機器 | 3.75% |
| その他製品 | 2.41% |
| 電気・ガス業 | 0.15% |
| 陸運業 | 0.87% |
| 海運業 | 0.39% |
| 空運業 | 0.23% |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.23% |
| 情報・通信業 | 11.57% |
| 卸売業 | 2.83% |
| 小売業 | 14.27% |
| 銀行業 | 0.75% |
| 証券、商品先物取引業 | 0.18% |
| 保険業 | 1.17% |
| その他金融業 | 0.84% |
| 不動産業 | 1.15% |
| サービス業 | 4.74% |
| 合計 | 98.13% |

⁽注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(単位:円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------------|----|-------|----------|-----------|-------|----------------|----------------|----------|
| 株価指数先物 取引 | 日本 | NK225 | 先物 0703月 | 買建 | 2,263 | 88,843,723,850 | 89,682,690,000 | 1.86% |

⁽注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

⁽注 2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する 清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最 も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) | 東京証券取 引所 市場相場 |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 第 14 計算期間末 (2015 年 7 月 10 日) | 1,355,910,985,831 | 1,372,477,877,971 | 20,134 | 20,380 | 20,170 |
| 第 15 計算期間末 (2016 年 7 月 10 日) | 1,323,987,316,876 | 1,347,243,422,626 | 15,371 | 15,641 | 15,390 |
| 第 16 計算期間末 (2017 年 7 月 10 日) | 2,102,343,305,742 | 2,134,074,476,190 | 20,473 | 20,782 | 20,470 |
| 第 17 計算期間末 (2018 年 7 月 10 日) | 2,530,888,474,127 | 2,574,398,752,362 | 22,627 | 23,016 | 22,650 |
| 第 18 計算期間末 (2019 年 7 月 10 日) | 2,711,831,005,290 | 2,763,696,193,770 | 21,960 | 22,380 | 21,980 |
| 第 19 計算期間末 (2020 年 7 月 10 日) | 2,831,521,073,210 | 2,881,629,539,085 | 22,773 | 23,176 | 22,800 |
| 第 20 計算期間末 (2021 年 7 月 10 日) | 3,777,359,880,584 | 3,825,724,014,356 | 28,586 | 28,952 | 28,910 |
| 第 21 計算期間末 (2022 年 7 月 10 日) | 3 338 601 030 063 | 3,404,034,680,293 | 27,080 | 27,610 | 27,215 |
| 第 22 計算期間末 (2023 年 7 月 10 日) | 3,944,536,745,317 | 4,015,834,668,565 | 32,974 | 33,570 | 33,010 |
| 2024年1月末日 | 4,494,203,196,197 | 1 | 37,494 | _ | 37,480 |
| 2月末日 | 4,850,647,089,629 | _ | 40,497 | _ | 40,500 |
| 3月末日 | 5,181,878,119,382 | _ | 42,009 | _ | 42,080 |
| 4月末日 | 4,753,598,609,118 | _ | 39,965 | _ | 39,920 |
| 5月末日 | 4,785,883,830,464 | _ | 40,058 | _ | 40,040 |
| 6月末日 | 4,951,591,086,049 | _ | 41,232 | _ | 41,200 |
| 第 23 計算期間末 (2024 年 7 月 10 日) | 5,127,411,167,550 | 5,202,028,088,175 | 42,948 | 43,573 | 42,860 |
| 7月末日 | 4,760,355,125,240 | _ | 40,143 | _ | 40,130 |
| 8月末日 | 4,737,356,114,812 | _ | 39,700 | _ | 39,640 |
| 9月末日 | 4,726,918,849,851 | _ | 39,201 | _ | 39,170 |
| 10 月末日 | 4,866,403,020,893 | _ | 40,397 | _ | 40,380 |
| 11 月末日 | 4,745,151,851,268 | _ | 39,496 | _ | 39,430 |
| 12 月末日 | 4,874,724,188,840 | _ | 41,282 | _ | 41,300 |
| 2025年1月末日 | 4,813,598,780,914 | | 40,948 | _ | 41,000 |

⁽注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しております。

② 【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|---------|-------------|
| 第14計算期間 | 246.0 |

| | 1口当たり分配金(円) |
|---------------------------|-------------|
| 第 15 計算期間 | 270.0 |
| 第 16 計算期間 | 309.0 |
| 第 17 計算期間 | 389.0 |
| 第 18 計算期間 | 420.0 |
| 第 19 計算期間 | 403.0 |
| 第 20 計算期間 | 366.0 |
| 第 21 計算期間 | 530.0 |
| 第 22 計算期間 | 596.0 |
| 第 23 計算期間 | 625.0 |
| 2024年7月11日~ 2025年1月10日 | |

③ 【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------------------------|--------|
| 第 14 計算期間 | 31.9 |
| 第 15 計算期間 | △22.3 |
| 第 16 計算期間 | 35.2 |
| 第17計算期間 | 12.4 |
| 第 18 計算期間 | △1.1 |
| 第 19 計算期間 | 5.5 |
| 第 20 計算期間 | 27.1 |
| 第 21 計算期間 | △3.4 |
| 第 22 計算期間 | 24.0 |
| 第23計算期間 | 32.1 |
| 2024年7月11日~ 2025年1月10日 | △5.6 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------------------------|------------|------------|
| 第 14 計算期間 | 53,427,783 | 40,026,517 |
| 第 15 計算期間 | 48,486,116 | 29,697,481 |
| 第 16 計算期間 | 50,280,765 | 33,724,618 |
| 第17計算期間 | 44,926,701 | 35,764,958 |
| 第 18 計算期間 | 37,595,222 | 25,958,293 |
| 第 19 計算期間 | 31,495,283 | 30,645,202 |
| 第20計算期間 | 27,944,040 | 20,140,223 |
| 第 21 計算期間 | 17,918,209 | 26,772,460 |
| 第 22 計算期間 | 24,414,982 | 28,075,785 |
| 第23計算期間 | 20,167,873 | 20,408,188 |
| 2024年7月11日~ 2025年1月10日 | 9,418,606 | 11,310,144 |

(参考情報) 運用実績

● iFreeETF 日経225(年1回決算型)

2025年1月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

2015年2月2日~2025年1月31日 60,000 60,000 基準価額 40.948円 50,000 純資産総額 48.135億円 50,000 40,000 練 40,000 基準価額の騰落率 資 30,000 産総 期間 ファンド 価 30,000 額 1カ月間 -0.8% 額 円 20,000 20,000 億 3カ月間 1.4% 6カ月間 2.0% 1年間 10.8% 10,000 10,000 3年間 55.0% 5年間 86.2% 0 設定来 350.6%

分配金再投資基準価額(左軸)

2021/10/01

2018/05/29

分配の推移(1口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計箱: 625円 設定来分配金合計額: 5.812円

| | 決算期 | 第 12 期 13年7月 | 第 13 期 14年7月 | 第 14 期 15年7月 | 第 15 期 16年7月 | 第 16 期 17年7月 | 第 17 期 18年7月 | 第 18 期 19年7月 | 第 19 期 20年7月 | 第 20 期 21年7月 | 第 21 期 22年7月 | 第 22 期 23年7月 | 第 23 期 24年7月 |
|---|-----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 分配金 | | | | | | | | | | | | 625円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

2015/02/02

■ 純資産総額(右軸)

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

- 基準価額(左軸)

2025/01/29

| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 | 株式東証33業種別構成 | 比率 | 組入上位10銘柄 | 業種名 | 比率 |
|-------------|-----|-------|-------------|-------|---------------|-------------------|-------|
| 国内株式 | 225 | 98.1% | 電気機器 | 25.6% | ファーストリテイリング | 小売業 | 11.2% |
| 国内株式先物 | 1 | 1.9% | 小売業 | 14.3% | 東京エレクトロン | 電気機器 | 6.4% |
| 不動産投資信託等 | 1.7 | - | 情報·通信業 | 11.6% | アドバンテスト | 電気機器 | 5.6% |
| コール・ローン、その他 | | 1.9% | 化学 | 5.7% | ソフトバンクグループ | 情報·通信業 | 4.6% |
| 合計 | 226 | - | 医薬品 | 5.5% | リクルートホールディングス | サービス業 | 2.7% |
| 株式 市場·上場別 | 訓構成 | 比率 | サービス業 | 4.7% | KDDI | 情報·通信業 | 2.5% |
| 東証プライム市場 | | 98.1% | 機械 | 4.6% | TDK | 電気機器 | 2.3% |
| 東証スタンダード市場 | i i | - | 輸送用機器 | 4.0% | 信越化学 | 化学 | 2.0% |
| 東証グロース市場 | | - | 精密機器 | 3.8% | テルモ | 精密機器 | 1.9% |
| 地方市場・その他 | | - | その他 | 18.4% | ファナック | 電気機器 | 1.9% |
| 合計 | | 98.1% | 合計 | 98.1% | 승 計 | - Massachus Maria | 41.2% |

[※]先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークは日経平均トータルリターン・インデックスです。



²⁰²⁵年は1月31日までの機落率を表しています。 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

[※]上記の「基準価額の腰落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

^{※「}分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- イ. 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ロ. 受益権の取得申込者は、日経平均トータルリターン・インデックスを構成する各銘柄の株式 の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの (以下「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならない ものとします。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託会社が定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ハ. 受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限までに取得申込みをした場合には、当日 を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。
- 二. 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託会社が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ホ. 前ロ. にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一定 口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うも のとします。
- へ. 前口. にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式またはその 親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。)が発行した株式 (以下「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に 代えて当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該自社 株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定め る率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ト. 前へ. に該当する場合には、受益権の取得申込者は、販売会社を通じてその旨を委託会社に 通知するものとします。この通知が取得申込みの際に行なわれなかった場合において、そのこ とによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者が すべての責を負うものとします。
- チ.前ロ.にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本チ.において「配当落ち株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- リ. 販売会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込みにかかる信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託会社に代わって受託会社に引渡すものとします。
- ヌ. 販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託会社は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。
- ル. 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された 当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該 取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、前リ. に定める株式(前ホ.、前へ. および前チ. に該当する場合の金銭を含みます。)または前ヌ. に 定める担保金の引渡しと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載また は記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第

2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書(以下「業務方法書」といいます。)に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

- ヲ. 委託会社は、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。
 - 1. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の配当落日および権利落日
 - 2. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変 更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 - 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 4. 前 1. から前 3. までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ワ. 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- カ. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび 委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けの中止、取得申込みの受付けの取消しま たはその両方を行なうことができます。
- ヨ. 委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、取得申込みにかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式および金銭または担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

2【換金 (解約) 手続等】

<解約>

受益者は、自己に帰属する受益権(受託会社が「3 資産管理等の概要(5)②3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者からの「3 資産管理等の概要(5)③」の規定による請求により買取った受益権を除きます。)について、信託期間中において信託契約の一部解約の実行を請求することはできません。

<交換>

イ. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託 財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができ ます。

- ロ. 受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、委託会社が定める一定口数の整数倍の 振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとします。
- ハ. 交換を請求しようとする受益者が、委託会社が別に定める時限までに交換請求をした場合に は、当日を交換請求受付日として委託会社は当該交換請求を受付けます。
- 二. 委託会社は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の 振替受益権と交換するものとします。交換に際し、振替受益権の価額は、交換請求受付日の基 準価額とします。
- ホ. 前イ. にかかわらず、委託会社は、原則として、次の1. から3. までに該当する場合は、振替 受益権の交換請求の受付けを停止します。なお、次の1. から2. までに該当する場合であっても、 委託会社の判断により、振替受益権の交換請求を受付けることがあります。
 - 1. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変 更日の2営業日前から起算して6営業日以内
 - 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業 日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 3. 前 1. から前 2. までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- へ. 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きおよび後ヨ. に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機関は、後ル. または後ヲ. に定める当該交換にかかる振替受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に前イ. の交換の請求を行なった受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ト. 受託会社は、後ル. または後ヲ. の委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび後タ. に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ、抹消したものとして取扱います。
- チ. 販売会社は、当該販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、販売会社ならびに受託会社が収受するものとします。
- リ. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび 委託会社が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたは その両方を行なうことができます。
- ヌ. 前リ. により、交換請求の受付けを中止したときは、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、 当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして計算 されるものとします。
- ル. 委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる振替受益権と、当該振替受 益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託会社が指定するものとの交換を行なう よう受託会社に指図します。
- ヲ. 前ル. にかかわらず、委託会社が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託会社は、前ル. の請求にかかる振替受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。)に相当する口数を除いた口数の振替受益権と、当該振替受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託会社に指図するものとします。
- ワ. 前ヲ. に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、販売会社を通じてその旨を委託会 社に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、その

ことによって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を負うものとします。

- カ. 前ル. にかかわらず、前ル. の委託会社が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、 当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じ て受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本カ. において「配当落ち株式等」とい います。)が含まれる場合には、委託会社は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等 の評価額(当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄 およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に 定める率を乗じて得た額を減じた額とします。)に相当する金銭の交付をもって交換するよう受 託会社に指図することができるものとします。
- ヨ. 受託会社は、前へ. に掲げる手続きが行なわれたことを確認したときには、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、業務方法書の定めるところにより、前口. に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前へ. に掲げる手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前イ. の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については販売会社において行なわれます。
- タ. 委託会社は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託会社は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

<買取り>

- イ. 販売会社は、次に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。 ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ロ. 前イ. の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額から、販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
- ハ. 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することができます。
- 二. 前ハ. により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、前口. に準じて計算されたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注) 主要な投資対象資産の評価方法の概要

・日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式:

原則として金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の 9:00~17:00) ホームページ https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年7月11日から翌年7月10日までとします。

(5)【その他】

- ① 信託の終了
 - 1. 委託会社は、受益権の口数が 20 万口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約 することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したと きは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - 2. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは日経平均トータルリターン・インデックスが廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - 3. 委託会社は、前 1. および前 2. の各事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を 公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交 付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行ないません。
 - 4. 前3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - 5. 前 4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
 - 6. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - 7. 前 4. から前 6. までの規定は、前 2. の規定に基づいて信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 4. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。
 - 8. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 9. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止 したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が 信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、

- ②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 10. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、前 1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1.から 7.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 4.または前②の 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更改

受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社、受託会社および販売会社との三者間 契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社、受託会社もしくは販売 会社のいずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、 自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、 分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、業務方法 書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって 生じる株式および金銭の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、 これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金にかかる請求権

<支払方法>

- イ. 受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)を持分に応じて請求する権利 を有します。
- ロ. 計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。)(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。)が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託会社は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。
- ハ. 受益者は、原則として前ロ. に規定する登録を当ファンドの受益権が上場されている金融商 品取引所の取引参加者を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- 二. 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の 名義登録の手続きは原則として以下のとおりとします。
 - (a) 受益権は、前ハ. の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、 当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - (b) 前ハ.の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる前(a)の受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託会社が定める事項を書面等により受託会社に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所定の方法による当該受益者からの申し出に基づき、当該取引参加者はこれを受託会社に通知するものとします。
 - (c) 前ハ.の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる前(a)の受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これを受託会社に通知するものとします。
- ホ. 追加信託時の受益者については、前ロ. に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振 替口座簿に記載または記録されるものとします。
- へ. 前口. に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が前ハ. に規定する取引参加者と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
- ト. 受託会社は、支払開始日から 5 年経過した後に、前ロ. の名義登録受益者にかかる収益分配 金の未払い残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。
- チ. 受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その 権利を失い、委託会社に帰属します。

② 信託終了時の交換等

イ. 委託会社は、信託が終了することとなったときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受

益証券と引換えに交換するものとします。この場合は、「2 換金(解約)手続等」の規定に準じるものとします。

- ロ. 委託会社が信託の終了に関して指定する販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の 受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および 当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ハ. 信託終了に際して、委託会社が信託終了に関して指定する販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るものとします。
- ニ. 受益者が、前イ. の交換について、交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、 その権利を失い、委託会社に帰属します。

③ 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使 の方法等については、「2 換金 (解約) 手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 23 期計算期間 (2023 年 7 月 11 日から 2024 年 7 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹內 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF 日経225 (年1回決算型)の2023年7月11日から2024年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iFreeETF 日経225 (年1回決算型)の2024年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表 明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実 性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務 諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会 計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

iFreeETF 日経 225 (年1回決算型)

(1)【貸借対照表】

| (1)【其旧为無权】 | • | 安 00 出 | 年 00 ₩ |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 第 22 期 | 第23期 |
| | | 2023年7月10日現在 | 2024年7月10日現在 |
| Vite 4 0 40 | | 金 額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 149, 780, 495, 395 | 251, 806, 271, 927 |
| 株式 | * 2 * 3 | 3, 940, 083, 705, 060 | 5, 103, 113, 619, 540 |
| 派生商品評価勘定 | | - | 1, 608, 410, 600 |
| 未収入金 | | 15, 199, 663, 781 | 4, 835, 634, 471 |
| 未収配当金 | | 4, 435, 994, 600 | 4, 647, 142, 300 |
| 未収利息 | | 2, 492, 314 | - |
| その他未収収益 | ※ 4 | 10, 994, 319 | 17, 930, 370 |
| 流動資産合計 | · | 4, 109, 513, 345, 469 | 5, 366, 029, 009, 208 |
| 資産合計 | | 4, 109, 513, 345, 469 | 5, 366, 029, 009, 208 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 7, 929, 350 | _ |
| 前受金 | | 312, 386, 840 | 5, 864, 972, 700 |
| 未払金 | | 179, 509, 960 | _ |
| 未払収益分配金 | - | 71, 297, 923, 248 | 74, 616, 920, 625 |
| 未払受託者報酬 | | 1, 043, 477, 697 | 1, 340, 831, 954 |
| 未払委託者報酬 | - | 1, 446, 960, 013 | 1, 866, 066, 813 |
| 受入担保金 | | 89, 626, 860, 413 | 153, 620, 487, 487 |
| その他未払費用 | | 1, 061, 552, 631 | 1, 308, 562, 079 |
| 流動負債合計 | | 164, 976, 600, 152 | 238, 617, 841, 658 |
| 負債合計 | | 164, 976, 600, 152 | 238, 617, 841, 658 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | ※ 1 | 1, 472, 254, 264, 116 | 1, 469, 296, 707, 411 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | - | 2, 472, 282, 481, 201 | 3, 658, 114, 460, 139 |
| (分配準備積立金) | | 80, 540, 908 | 12, 035, 881 |
| 元本等合計 | | 3, 944, 536, 745, 317 | 5, 127, 411, 167, 550 |
| 純資産合計 | | 3, 944, 536, 745, 317 | 5, 127, 411, 167, 550 |
| 負債純資産合計 | | 4, 109, 513, 345, 469 | 5, 366, 029, 009, 208 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

| | 第 22 期 | 第 23 期 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| | 自 2022 年 7 月 11 日 | 自 2023 年 7 月 11 日 |
| | 至 2023 年 7 月 10 日 | 至 2024 年 7 月 10 日 |
| | 金 額 (円) | 金 額 (円) |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 75, 822, 730, 220 | 81, 682, 084, 752 |
| 受取利息 | 179, 665, 244 | 150, 471, 044 |
| 有価証券売買等損益 | 712, 144, 203, 038 | 1, 184, 985, 444, 090 |
| 派生商品取引等損益 | 7, 305, 516, 750 | 15, 289, 156, 830 |
| その他収益 ※ | 1, 416, 902, 121 | 204, 061, 117 |
| 営業収益合計 | 796, 869, 017, 373 | 1, 282, 311, 217, 833 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 76, 922, 806 | 27, 567, 957 |
| 受託者報酬 | 2, 040, 958, 877 | 2, 491, 619, 883 |
| 委託者報酬 | 2, 830, 782, 810 | 3, 465, 846, 061 |
| その他費用 | 1, 203, 585, 486 | 1, 503, 167, 414 |
| 営業費用合計 | 6, 152, 249, 979 | 7, 488, 201, 315 |
| 営業利益又は営業損失 (△) | 790, 716, 767, 394 | 1, 274, 823, 016, 518 |
| 経常利益又は経常損失 (△) | 790, 716, 767, 394 | 1, 274, 823, 016, 518 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 790, 716, 767, 394 | 1, 274, 823, 016, 518 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 1, 821, 384, 172, 426 | 2, 472, 282, 481, 201 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 425, 355, 754, 364 | 501, 582, 266, 969 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額 | 425, 355, 754, 364 | 501, 582, 266, 969 |
| 又は欠損金減少額 | | |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 493, 876, 289, 735 | 515, 956, 383, 924 |
| 当期一部交換に伴う剰余金減少額 | 493, 876, 289, 735 | 515, 956, 383, 924 |
| 又は欠損金増加額 | | |
| 分配金 ※ | 2 71, 297, 923, 248 | 74, 616, 920, 625 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 2, 472, 282, 481, 201 | 3, 658, 114, 460, 139 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | (里安は云川ガ東に成りず気に関りる任礼) | | | | | |
|----|-------------------------|--|--|--|--|--|
| | | 第 23 期 | | | | |
| | 区分 | 自 2023 年 7 月 11 日 | | | | |
| | | 至 2024 年 7 月 10 日 | | | | |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 | | | | |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 | | | | |
| 2. | デリバティブ取引の評価基準 及び評価方法 | 先物取引 | | | | |
| | Sec. I limited the | 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 | | | | |
| 3. | 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額 を計上しております。 | | | | |

(貸借対照表に関する注記)

| | 15411 | 17月の1月19日1月 | | |
|----|------------|----------------------|--|---|
| | | 区公 | 第 22 期 | 第 23 期 |
| | | 区分 | 2023 年 7 月 10 日現在 | 2024年7月10日現在 |
| 1. | ※ 1 | 期首元本額 | 1,517,307,766,637 円 | 1, 472, 254, 264, 116 円 |
| | | 期中追加設定元本額 | 300, 475, 183, 474 円 | 248, 206, 013, 011 円 |
| | | 期中一部交換元本額 | 345, 528, 685, 995 円 | 251, 163, 569, 716 円 |
| 2. | | 計算期間末日における受益権の 総数 | 119, 627, 388 口 | 119, 387, 073 □ |
| 3. | ※ 2 | 貸付有価証券 | 株券貸借取引契約により、以下のとおり有価証券の貸付を 行っております。 株式 83,967,823,110円 | 株券貸借取引契約により、以 下のとおり有価証券の貸付を 行っております。 株式 149,478,693,480円 |
| 4. | ※ 3 | 差入委託証拠金代用有価証券 | 先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の とおり差入を行っておりま す。 株式 19,442,000,000円 | 先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の とおり差入を行っておりま す。 株式 191,045,500,000円 |

| | 区分 | 第 22 期 2023 年 7 月 10 日現在 | 第 23 期 2024 年 7 月 10 日現在 |
|----|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 5. | ※4 その他未収収益 | 貸付有価証券に係る配当金相 | 貸付有価証券に係る配当金相 |
| | | 当額の未入金分が含まれてお | 当額の未入金分が含まれてお |
| | | ります。 | ります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| Me on the | | | | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | 第 22 期 | 第 23 期 | | | | | | |
| 区分 | 自 2022 年 7 月 11 日 | 自 2023 年 7 月 11 日 | | | | | | |
| | 至 2023 年 7 月 10 日 | 至 2024 年 7 月 10 日 | | | | | | |
| 1. ※1 その他収益 | 貸付有価証券に係る配当金相当額1,288,258,200円が含まれております。 | 貸付有価証券に係る配当金相当額 99,984,300円が含まれております。 | | | | | | |
| 2. ※2 分配金の計算過程 | 当計算期間中に計上した受取配 当金、配当株式、受取利息及び その他収益金から支払利息を控 除した当期配当等収益額 (77,342,374,779円)及び分配 準備積立金(111,416,550円)の 合計額から、経費 (6,075,327,173円)を控除して 計算される分配対象額は 71,378,464,156円(1口当たり 596円)であり、うち 71,297,923,248円(1口当たり 596円)を分配金額としており ます。 | 当計算期間中に計上した受取配 当金、配当株式、受取利息及び その他収益金から支払利息を控 除した当期配当等収益額 (82,009,048,956円)及び分配 準備積立金(80,540,908円)の合 計額から、経費(7,460,633,358円)を控除して計算される分配 対象額は74,628,956,506円(1 口当たり625円)であり、うち 74,616,920,625円(1口当たり625円)を分配金額としております。 | | | | | | |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| | 1 金融間前の状況に関する事項 | | | | |
|----|-----------------|--|--|--|--|
| | | 第 23 期 | | | |
| | 区分 | 自 2023 年 7 月 11 日 | | | |
| | | 至 2024 年 7 月 10 日 | | | |
| 1. | 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 | | | |
| 2. | 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における株価指数先物取引を利用しております。 | | | |

| | 区分 | 第 23 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日 |
|----|-------------------------|---|
| 3. | 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク 管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理 を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. | 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| | Ⅱ 金融間面の时間寺に関する事項 | |
|----|-----------------------|---|
| | 区分 | 第 23 期 2024 年 7 月 10 日現在 |
| 1. | 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. | 金融商品の時価の算定方法 | (1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 |
| | | (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 |
| | | (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

| | 第 22 期 | 第 23 期 | | | | |
|----|--------------------|-----------------------|--|--|--|--|
| 種類 | 2023 年 7 月 10 日現在 | 2024 年 7 月 10 日現在 | | | | |
| | 当計算期間の損益に | 当計算期間の損益に | | | | |
| | 含まれた評価差額(円) | 含まれた評価差額(円) | | | | |
| 株式 | 639, 914, 760, 406 | 1, 085, 126, 998, 145 | | | | |
| 合計 | 639, 914, 760, 406 | 1, 085, 126, 998, 145 | | | | |

(デリバティブ取引に関する注記) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| | 第 22 期 2023 年 7 月 10 日現在 | | | | 第 23 期 2024 年 7 月 10 日現在 | | | |
|------|-----------------------------|-----------|-----|------|-----------------------------|-----------|-----|------|
| 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | 第 22 期 2023 年 7 月 10 日現在 | | | 第 23 期 2024 年 7 月 10 日現在 | | | | |
|--------------|-----------------------------|-----------|---------------|-----------------------------|----------------|-----------|----------------|---------------|
| 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | • | 時価 | 評価損益 |
| | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) |
| 株価指数 先物取引 | | | | | | | | |
| 買建 | 4,603,870,700 | - | 4,596,020,000 | △7,850,700 | 22,800,349,300 | _ | 24,409,080,000 | 1,608,730,700 |
| 合計 | 4,603,870,700 | - | 4,596,020,000 | △7,850,700 | 22,800,349,300 | - | 24,409,080,000 | 1,608,730,700 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は 最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期 間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 7 月 10 日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第 22 期 | 第 23 期 |
|-----------|-------------------|--------------|
| | 2023 年 7 月 10 日現在 | 2024年7月10日現在 |
| 1口当たり純資産額 | 32,974 円 | 42,948 円 |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 傭 | 肯考 |
|---------------|--------------|------------|-------------------|-------|---------------|
| | | 単価 | 金額 | | |
| ニッスイ | 3, 988, 000 | 845. 70 | 3, 372, 651, 600 | | |
| INPEX | 1, 595, 200 | 2, 415. 00 | 3, 852, 408, 000 | | |
| コムシスホールディング | 3, 988, 000 | 3, 189. 00 | 12, 717, 732, 000 | | |
| ス | | | | | |
| 大成建設 | 797, 600 | 6, 200. 00 | 4, 945, 120, 000 | | |
| 大 林 組 | 3, 988, 000 | 1, 982. 00 | 7, 904, 216, 000 | | |
| 清水建設 | 3, 988, 000 | 925. 60 | 3, 691, 292, 800 | | |
| 長谷工コーポレーション | 797, 600 | 1, 760. 50 | 1, 404, 174, 800 | | |
| 鹿島建設 | 1, 994, 000 | 2, 800. 00 | 5, 583, 200, 000 | | |
| 大和ハウス | 3, 988, 000 | 4, 085. 00 | 16, 290, 980, 000 | | |
| 積水ハウス | 3, 988, 000 | 3, 586. 00 | 14, 300, 968, 000 | | |
| 日揮ホールディングス | 3, 988, 000 | 1, 238. 00 | 4, 937, 144, 000 | | |
| 日清製粉G本社 | 3, 988, 000 | 1, 810. 50 | 7, 220, 274, 000 | | |
| 明治ホールディングス | 1, 595, 200 | 3, 594. 00 | 5, 733, 148, 800 | | |
| 日本ハム | 1, 994, 000 | 4, 808. 00 | 9, 587, 152, 000 | | |
| エムスリー | 9, 571, 200 | 1, 519. 50 | 14, 543, 438, 400 | | |
| ディー・エヌ・エー | 1, 196, 400 | 1, 585. 50 | 1, 896, 892, 200 | | |
| サッポロホールディング | 797, 600 | 6, 242. 00 | 4, 978, 619, 200 | | |
| ス | | | | | |
| アサヒグループホールデ | 3, 988, 000 | 5, 692. 00 | 22, 699, 696, 000 | | |
| イン | | | | | |
| キリンHD | 3, 988, 000 | 2, 126. 50 | 8, 480, 482, 000 | 貸付株式数 | 1, 153, 300 株 |
| 双日 | 398, 800 | 3, 871. 00 | 1, 543, 754, 800 | | |
| キッコーマン | 19, 940, 000 | 1, 923. 50 | 38, 354, 590, 000 | | |
| 味の素 | 3, 988, 000 | 6, 030. 00 | 24, 047, 640, 000 | | |
| ニチレイ | 1, 994, 000 | 3, 446. 00 | 6, 871, 324, 000 | | |
| 日本たばこ産業 | 3, 988, 000 | 4, 450. 00 | 17, 746, 600, 000 | | |
| J. フロント リテイリン | 1, 994, 000 | 1, 994. 00 | 3, 976, 036, 000 | | |
| グ | | | | | |
| ZOZO | 3, 988, 000 | 4, 391. 00 | 17, 511, 308, 000 | | |
| 三越伊勢丹HD | 3, 988, 000 | 3, 594. 00 | 14, 332, 872, 000 | | |
| 東急不動産HD | 3, 988, 000 | 1, 075. 50 | 4, 289, 094, 000 | | |
| セブン&アイ・HLDGS | 11, 964, 000 | 1, 934. 50 | 23, 144, 358, 000 | | |
| 帝 人 | 797, 600 | 1, 316. 00 | 1, 049, 641, 600 | | |
| 東レ | 3, 988, 000 | 763. 90 | 3, 046, 433, 200 | | |
| クラレ | 3, 988, 000 | 1, 878. 00 | 7, 489, 464, 000 | | |
| 旭 化 成 | 3, 988, 000 | 1, 051. 00 | 4, 191, 388, 000 | | |
| SUMCO | 398, 800 | 2, 496. 50 | 995, 604, 200 | | |
| ネクソン | 7, 976, 000 | 3, 272. 00 | 26, 097, 472, 000 | 貸付株式数 | 98,100 株 |
| 王子ホールディングス | 3, 988, 000 | 611. 70 | 2, 439, 459, 600 | | |
| 日本製紙 | 398, 800 | 934. 00 | 372, 479, 200 | 貸付株式数 | 253,600 株 |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | Ti | |
|----------------|--------------|------------|--------------------|-------|-------------|
| | | 単価 | 単価 金額 | | • |
| レゾナック・ホールディ | 398, 800 | 3, 783. 00 | 1, 508, 660, 400 | | |
| ング | | | | | |
| 住友化学 | 3, 988, 000 | 362. 90 | 1, 447, 245, 200 | 貸付株式数 | 304, 100 株 |
| 日産化学 | 3, 988, 000 | 4, 929. 00 | 19, 656, 852, 000 | 貸付株式数 | 45,300 株 |
| 東ソー | 1, 994, 000 | 2, 063. 50 | 4, 114, 619, 000 | | |
| トクヤマ | 797, 600 | 2, 960. 50 | 2, 361, 294, 800 | | |
| デンカ | 797, 600 | 2, 136. 00 | 1, 703, 673, 600 | 貸付株式数 | 175,400 株 |
| 信越化学 | 19, 940, 000 | 6, 716. 00 | 133, 917, 040, 000 | * | |
| 協和キリン | 3, 988, 000 | 3, 102. 00 | 12, 370, 776, 000 | | |
| 三井化学 | 797, 600 | 4, 361. 00 | 3, 478, 333, 600 | | |
| 三菱ケミカルグループ | 1, 994, 000 | 922. 50 | 1, 839, 465, 000 | | |
| UBE | 398, 800 | 2, 766. 50 | 1, 103, 280, 200 | | |
| 電通グループ | 3, 988, 000 | 4, 034. 00 | 16, 087, 592, 000 | 貸付株式数 | 239, 100 株 |
| メルカリ | 3, 988, 000 | 2, 396. 50 | 9, 557, 242, 000 | 貸付株式数 | 2,873,500 株 |
| 花 王 | 3, 988, 000 | 6, 748. 00 | 26, 911, 024, 000 | | |
| 武田薬品 | 3, 988, 000 | 4, 250. 00 | 16, 949, 000, 000 | | |
| アステラス製薬 | 19, 940, 000 | 1, 630. 00 | 32, 502, 200, 000 | | |
| 住友ファーマ | 3, 988, 000 | 405.00 | 1, 615, 140, 000 | 貸付株式数 | 753, 700 株 |
| 塩野義製薬 | 3, 988, 000 | 6, 462. 00 | 25, 770, 456, 000 | | |
| 中外製薬 | 11, 964, 000 | 6, 395. 00 | 76, 509, 780, 000 | | |
| エーザイ | 3, 988, 000 | 6, 634. 00 | 26, 456, 392, 000 | | |
| テルモ | 31, 904, 000 | 2, 820. 50 | 89, 985, 232, 000 | | |
| 第一三共 | 11, 964, 000 | 5, 877. 00 | 70, 312, 428, 000 | | |
| 大塚ホールディングス | 3, 988, 000 | 7, 052. 00 | 28, 123, 376, 000 | | |
| DIC | 398, 800 | 3, 017. 00 | 1, 203, 179, 600 | | |
| オリエンタルランド | 3, 988, 000 | 4, 524. 00 | 18, 041, 712, 000 | | |
| LINEヤフー | 1, 595, 200 | 404. 50 | 645, 258, 400 | | |
| トレンドマイクロ | 3, 988, 000 | 6, 860. 00 | 27, 357, 680, 000 | 貸付株式数 | 127,800 株 |
| サイバーエージェント | 3, 190, 400 | 959. 20 | 3, 060, 231, 680 | | |
| 楽天グループ | 3, 988, 000 | 913. 10 | 3, 641, 442, 800 | 貸付株式数 | 2,885,400 株 |
| 富士フイルム HLDGS | 11, 964, 000 | 3, 982. 00 | 47, 640, 648, 000 | | |
| コニカミノルタ | 3, 988, 000 | 463. 20 | 1, 847, 241, 600 | | |
| 資 生 堂 | 3, 988, 000 | 4, 550. 00 | 18, 145, 400, 000 | | |
| 出光興産 | 7, 976, 000 | 1, 023. 50 | 8, 163, 436, 000 | | |
| ENEOS ホールディングス | 3, 988, 000 | 828. 40 | 3, 303, 659, 200 | | |
| 横浜ゴム | 1, 994, 000 | 3, 318. 00 | 6, 616, 092, 000 | | |
| ブリヂストン | 3, 988, 000 | 6, 242. 00 | 24, 893, 096, 000 | | |
| AGC | 797, 600 | 5, 249. 00 | 4, 186, 602, 400 | | |
| 日本電気硝子 | 1, 196, 400 | 3, 650. 00 | 4, 366, 860, 000 | | |
| 太平洋セメント | 398, 800 | 4, 066. 00 | 1, 621, 520, 800 | | |
| 東海カーボン | 3, 988, 000 | 930. 00 | 3, 708, 840, 000 | 貸付株式数 | 1,859,400 株 |
| ТОТО | 1, 994, 000 | 3, 914. 00 | 7, 804, 516, 000 | 貸付株式数 | 400,600 株 |
| 日本碍子 | 3, 988, 000 | 2, 084. 00 | 8, 310, 992, 000 | | |
| 日本製鉄 | 398, 800 | 3, 439. 00 | 1, 371, 473, 200 | 貸付株式数 | 205,500 株 |
| 神戸製鋼所 | 398, 800 | 1, 971. 00 | 786, 034, 800 | | |

| 銘柄 | 株式数 | | 五額(円) | - fi | #考 |
|--------------------|--------------|-------------|--------------------|-------|----------------------------|
| · | | 単価 | 金額 | | |
| JFEホールディングス | 398, 800 | 2, 319. 00 | 924, 817, 200 | | |
| 日本製鋼所 | 797, 600 | 4, 478. 00 | 3, 571, 652, 800 | | |
| 三井金属 | 398, 800 | 5, 369. 00 | 2, 141, 157, 200 | | |
| 三菱マテリアル | 398, 800 | 3, 013. 00 | 1, 201, 584, 400 | 貸付株式数 | 219,800 株 |
| 住友鉱山 | 1, 994, 000 | 5, 226. 00 | 10, 420, 644, 000 | | |
| DOWA ホールディングス | 797, 600 | 5, 678. 00 | 4, 528, 772, 800 | 貸付株式数 | 16,700 株 |
| 古河電工 | 398, 800 | 4, 230. 00 | 1, 686, 924, 000 | 貸付株式数 | 115,300 株 |
| 住友電工 | 3, 988, 000 | 2, 501. 00 | 9, 973, 988, 000 | | |
| フジクラ | 3, 988, 000 | 3, 503. 00 | 13, 969, 964, 000 | | |
| しずおかフィナンシャル ク | 3, 988, 000 | 1, 498. 50 | 5, 976, 018, 000 | | |
| リクルートホールディン グス | 11, 964, 000 | 9, 484. 00 | 113, 466, 576, 000 | | |
| オークマ | 797, 600 | 7, 834. 00 | 6, 248, 398, 400 | | |
| アマダ | 3, 988, 000 | 1, 832. 50 | 7, 308, 010, 000 | | |
| ディスコ | 797, 600 | 66, 270. 00 | 52, 856, 952, 000 | 貸付株式数 | 363, 200 株 |
| 日本郵政 | 3, 988, 000 | 1, 666. 50 | 6, 646, 002, 000 | | |
| SMC | 398, 800 | 81, 800. 00 | 32, 621, 840, 000 | | |
| 小松製作所 | 3, 988, 000 | 4, 785. 00 | 19, 082, 580, 000 | | |
| 住友重機械 | 797, 600 | 4, 154. 00 | 3, 313, 230, 400 | | |
| 日立建機 | 3, 988, 000 | 4, 398. 00 | 17, 539, 224, 000 | | |
| クボタ | 3, 988, 000 | 2, 185. 00 | 8, 713, 780, 000 | | |
| 荏原製作所 | 3, 988, 000 | 2, 468. 50 | 9, 844, 378, 000 | | |
| ダイキン工業 | 3, 988, 000 | 23, 025. 00 | 91, 823, 700, 000 | * | |
| 日本精工 | 3, 988, 000 | 808.80 | 3, 225, 494, 400 | | |
| NTN | 3, 988, 000 | 320. 90 | 1, 279, 749, 200 | 貸付株式数 | 1,834,100株 |
| ジェイテクト | 3, 988, 000 | 1, 118. 50 | 4, 460, 578, 000 | | |
| ミネベアミツミ | 3, 988, 000 | 3, 567. 00 | 14, 225, 196, 000 | | |
| 日 立 | 3, 988, 000 | 3, 818. 00 | 15, 226, 184, 000 | | |
| 三菱電機 | 3, 988, 000 | 2, 810. 50 | 11, 208, 274, 000 | | |
| 富士電機 | 797, 600 | 9, 431. 00 | 7, 522, 165, 600 | | |
| 安川電機 | 3, 988, 000 | 5, 713. 00 | 22, 783, 444, 000 | 貸付株式数 | 175,600 株 |
| ソシオネクスト | 3, 988, 000 | 3, 811. 00 | 15, 198, 268, 000 | 貸付株式数 | 1,220,300 株 |
| ニデック | 3, 190, 400 | 6, 949. 00 | 22, 170, 089, 600 | | |
| オムロン | 3, 988, 000 | 5, 782. 00 | 23, 058, 616, 000 | | |
| ジーエス・ユアサ コーポ | 797, 600 | 2, 938. 00 | 2, 343, 348, 800 | | |
| 日本電気 | 398, 800 | 13, 760. 00 | 5, 487, 488, 000 | | |
| 富 士 通 | 3, 988, 000 | 2, 658. 00 | 10, 600, 104, 000 | | |
| ルネサスエレクトロニク ス | 3, 988, 000 | 3, 293. 00 | 13, 132, 484, 000 | | |
| セイコーエプソン | 7, 976, 000 | 2, 671. 50 | 21, 307, 884, 000 | | |
| パナソニック ホールディ ンク | 3, 988, 000 | 1, 315. 50 | 5, 246, 214, 000 | | |
| シャープ | 3, 988, 000 | 937. 80 | 3, 739, 946, 400 | 貸付株式数 | 2,856,900 株 (145,000 株) |
| ソニーグループ | 3, 988, 000 | 14, 845. 00 | 59, 201, 860, 000 | | . , , , , , , , , |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 信 | |
|-----------------|--------------|-------------|--------------------|---------|---------------|
| | ,, | 単価 金額 | | | |
| Т D К | 11, 964, 000 | 11, 005. 00 | 131, 663, 820, 000 | | |
| アルプスアルパイン | 3, 988, 000 | 1, 561. 50 | 6, 227, 262, 000 | 貸付株式数 | 27,000 株 |
| 横河電機 | 3, 988, 000 | 4, 108. 00 | 16, 382, 704, 000 | | |
| アドバンテスト | 31, 904, 000 | 6, 924. 00 | 220, 903, 296, 000 | 貸付株式数 ※ | 3, 597, 300 株 |
| キーエンス | 398, 800 | 75, 830. 00 | 30, 241, 004, 000 | | |
| デンソー | 15, 952, 000 | 2, 538. 50 | 40, 494, 152, 000 | | |
| レーザーテック | 1, 595, 200 | 33, 610. 00 | 53, 614, 672, 000 | 貸付株式数 | 81,300 株 |
| カシオ | 3, 988, 000 | 1, 198. 00 | 4, 777, 624, 000 | 貸付株式数 | 271, 300 株 |
| ファナック | 19, 940, 000 | 4, 535. 00 | 90, 427, 900, 000 | * | |
| 京セラ | 31, 904, 000 | 1, 950. 50 | 62, 228, 752, 000 | | |
| 太陽誘電 | 3, 988, 000 | 4, 764. 00 | 18, 998, 832, 000 | 貸付株式数 | 101,700 株 |
| 村田製作所 | 9, 571, 200 | 3, 597. 00 | 34, 427, 606, 400 | | |
| 日東電工 | 3, 988, 000 | 13, 180. 00 | 52, 561, 840, 000 | | |
| 日立造船 | 797, 600 | 1, 069. 00 | 852, 634, 400 | 貸付株式数 | 36,500 株 |
| 三菱重工業 | 3, 988, 000 | 1, 875. 00 | 7, 477, 500, 000 | | |
| 川崎重工業 | 398, 800 | 5, 942. 00 | 2, 369, 669, 600 | | |
| IHI | 398, 800 | 5, 457. 00 | 2, 176, 251, 600 | | |
| コンコルディア・フィナ | 3, 988, 000 | 943. 40 | 3, 762, 279, 200 | | |
| ンシャル | | | | | |
| 日産自動車 | 3, 988, 000 | 550. 90 | 2, 196, 989, 200 | 貸付株式数 | 1,634,000 株 |
| いすゞ自動車 | 1, 994, 000 | 2, 185. 50 | 4, 357, 887, 000 | | |
| トヨタ自動車 | 19, 940, 000 | 3, 291. 00 | 65, 622, 540, 000 | 貸付株式数 | 4,747,900 株 |
| 日野自動車 | 3, 988, 000 | 419. 10 | 1, 671, 370, 800 | 貸付株式数 | 43,400 株 |
| 三菱自動車工業 | 398, 800 | 493. 30 | 196, 728, 040 | | |
| マツダ | 797, 600 | 1, 516. 50 | 1, 209, 560, 400 | | |
| 本田技研 | 23, 928, 000 | 1, 703. 00 | 40, 749, 384, 000 | | |
| スズキ | 15, 952, 000 | 1, 919. 50 | 30, 619, 864, 000 | | |
| SUBARU | 3, 988, 000 | 3, 447. 00 | 13, 746, 636, 000 | | |
| ヤマハ発動機 | 11, 964, 000 | 1, 574. 50 | 18, 837, 318, 000 | 貸付株式数 | 1,288,700 株 |
| ニコン | 3, 988, 000 | 1, 700. 50 | 6, 781, 594, 000 | 貸付株式数 | 818, 100 株 |
| オリンパス | 15, 952, 000 | 2, 689. 50 | 42, 902, 904, 000 | | |
| SCREEN ホールディングス | 1, 595, 200 | 16, 540. 00 | 26, 384, 608, 000 | | |
| НОҮА | 1, 994, 000 | 20, 640. 00 | 41, 156, 160, 000 | | |
| キヤノン | 5, 982, 000 | 4, 525. 00 | 27, 068, 550, 000 | 貸付株式数 | 3,605,100 株 |
| リコー | 3, 988, 000 | 1, 417. 50 | 5, 652, 990, 000 | | |
| シチズン時計 | 3, 988, 000 | 1, 084. 00 | 4, 322, 992, 000 | 貸付株式数 | 176,500 株 |
| バンダイナムコ HLDGS | 11, 964, 000 | 3, 151. 00 | 37, 698, 564, 000 | | |
| TOPPAN ホールディングス | 1, 994, 000 | 4, 607. 00 | 9, 186, 358, 000 | | |
| 大日本印刷 | 1, 994, 000 | 5, 450. 00 | 10, 867, 300, 000 | | |
| ヤマハ | 3, 988, 000 | 3, 685. 00 | 14, 695, 780, 000 | | |
| 任 天 堂 | 3, 988, 000 | 9, 000. 00 | 35, 892, 000, 000 | | |
| 伊藤忠 | 3, 988, 000 | 8, 138. 00 | 32, 454, 344, 000 | | |
| 丸 紅 | 3, 988, 000 | 3, 033. 00 | 12, 095, 604, 000 | | |
| 豊田通商 | 11, 964, 000 | 3, 217. 00 | 38, 488, 188, 000 | | |
| 豆口乪冏 | 11, 904, 000 | 5, 417.00 | oo, 400, 100, 000 | | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | (i | |
|------------------|--------------|-------------|--------------------|---------|-------------|
| | | 単価 | 金額 | | |
| 三井物産 | 7, 976, 000 | 3, 732. 00 | 29, 766, 432, 000 | | |
| 東京エレクトロン | 11, 964, 000 | 37, 820. 00 | 452, 478, 480, 000 | 貸付株式数 ※ | 457, 900 株 |
| 住友商事 | 3, 988, 000 | 4, 048. 00 | 16, 143, 424, 000 | | |
| 三菱商事 | 11, 964, 000 | 3, 337. 00 | 39, 923, 868, 000 | | |
| 高島屋 | 1, 994, 000 | 3, 054. 00 | 6, 089, 676, 000 | | |
| 丸井グループ | 3, 988, 000 | 2, 350. 00 | 9, 371, 800, 000 | | |
| クレディセゾン | 3, 988, 000 | 3, 374. 00 | 13, 455, 512, 000 | | |
| イオン | 3, 988, 000 | 3, 345. 00 | 13, 339, 860, 000 | 貸付株式数 | 216,900 株 |
| あおぞら銀行 | 398, 800 | 2, 533. 50 | 1, 010, 359, 800 | 貸付株式数 | 245, 300 株 |
| 三菱 UFJ フィナンシャル G | 3, 988, 000 | 1, 793. 00 | 7, 150, 484, 000 | 貸付株式数 | 2,536,600 株 |
| りそなホールディングス | 398, 800 | 1, 068. 50 | 426, 117, 800 | | |
| 三井住友トラスト HD | 797, 600 | 3, 791. 00 | 3, 023, 701, 600 | | |
| 三井住友フィナンシャル G | 398, 800 | 11, 095. 00 | 4, 424, 686, 000 | | |
| 千葉銀行 | 3, 988, 000 | 1, 384. 50 | 5, 521, 386, 000 | | |
| ふくおかフィナンシャルG | 797, 600 | 4, 273. 00 | 3, 408, 144, 800 | | |
| みずほフィナンシャルG | 398, 800 | 3, 468. 00 | 1, 383, 038, 400 | | |
| オリックス | 3, 988, 000 | 3, 669. 00 | 14, 631, 972, 000 | | |
| 大和証券G本社 | 3, 987, 000 | 1, 289. 50 | 5, 141, 236, 500 | | |
| 野村ホールディングス | 3, 988, 000 | 971. 30 | 3, 873, 544, 400 | | |
| SOMPO ホールディングス | 2, 392, 800 | 3, 488. 00 | 8, 346, 086, 400 | | |
| 日本取引所グループ | 3, 988, 000 | 3, 915. 00 | 15, 613, 020, 000 | | |
| MS&AD | 3, 589, 200 | 3, 930. 00 | 14, 105, 556, 000 | | |
| 第一生命 HLDGS | 398, 800 | 4, 768. 00 | 1, 901, 478, 400 | | |
| 東京海上HD | 5, 982, 000 | 6, 596. 00 | 39, 457, 272, 000 | | |
| T&D ホールディングス | 797, 600 | 3, 048. 00 | 2, 431, 084, 800 | | |
| 三井不動産 | 11, 964, 000 | 1, 491. 00 | 17, 838, 324, 000 | | |
| 三菱地所 | 3, 988, 000 | 2, 588. 00 | 10, 320, 944, 000 | | |
| 東京建物 | 1, 994, 000 | 2, 651. 50 | 5, 287, 091, 000 | | |
| 住友不動産 | 3, 988, 000 | 4, 855. 00 | 19, 361, 740, 000 | | |
| 東武鉄道 | 797, 600 | 2, 635. 00 | 2, 101, 676, 000 | | |
| 東急 | 1, 994, 000 | 1, 734. 00 | 3, 457, 596, 000 | 貸付株式数 | 725, 700 株 |
| 小田急電鉄 | 1, 994, 000 | 1, 532. 00 | 3, 054, 808, 000 | | |
| 京王電鉄 | 797, 600 | 3, 690. 00 | 2, 943, 144, 000 | | |
| 京成電鉄 | 1, 994, 000 | 5, 157. 00 | 10, 283, 058, 000 | 貸付株式数 | 47, 400 株 |
| 東日本旅客鉄道 | 1, 196, 400 | 2, 647. 00 | 3, 166, 870, 800 | | |
| 西日本旅客鉄道 | 797, 600 | 2, 912. 50 | 2, 323, 010, 000 | | |
| 東海旅客鉄道 | 1, 994, 000 | 3, 499. 00 | 6, 977, 006, 000 | | |
| ヤマトホールディングス | 3, 988, 000 | 1, 787. 50 | 7, 128, 550, 000 | 貸付株式数 | 188,600 株 |
| 日本郵船 | 1, 196, 400 | 4, 801. 00 | 5, 743, 916, 400 | | |
| 商船三井 | 1, 196, 400 | 4, 943. 00 | 5, 913, 805, 200 | | |
| 川崎汽船 | 3, 589, 200 | 2, 529. 50 | 9, 078, 881, 400 | 貸付株式数 | 1,801,900 株 |
| NIPPON EXPRESS | 398, 800 | 7, 240. 00 | 2, 887, 312, 000 | 貸付株式数 | 171,700 株 |
| 日本航空 | 3, 988, 000 | 2, 563. 50 | 10, 223, 238, 000 | | |
| ANA ホールディングス | 398, 800 | 3, 021. 00 | 1, 204, 774, 800 | | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 (円) | | 備考 |
|-------------|--------------|-------------|-----------------------|----|
| | | 単価 | 金額 | |
| 三菱倉庫 | 1, 994, 000 | 5, 340. 00 | 10, 647, 960, 000 | |
| 日本電信電話 | 39, 880, 000 | 158. 30 | 6, 313, 004, 000 | |
| KDDI | 23, 928, 000 | 4, 503. 00 | 107, 747, 784, 000 | * |
| ソフトバンク | 3, 988, 000 | 2, 088. 50 | 8, 328, 938, 000 | |
| 東京電力HD | 398, 800 | 826. 90 | 329, 767, 720 | |
| 中部電力 | 398, 800 | 1, 867. 00 | 744, 559, 600 | |
| 関西電力 | 398, 800 | 2, 624. 00 | 1, 046, 451, 200 | |
| 東京瓦斯 | 797, 600 | 3, 411. 00 | 2, 720, 613, 600 | |
| 大阪瓦斯 | 797, 600 | 3, 410. 00 | 2, 719, 816, 000 | |
| 東 宝 | 398, 800 | 4, 503. 00 | 1, 795, 796, 400 | |
| NTT データグループ | 19, 940, 000 | 2, 361. 50 | 47, 088, 310, 000 | |
| セコム | 3, 988, 000 | 9, 369. 00 | 37, 363, 572, 000 | |
| コナミグループ | 3, 988, 000 | 11, 940. 00 | 47, 616, 720, 000 | |
| ニトリホールディングス | 1, 994, 000 | 16, 460. 00 | 32, 821, 240, 000 | |
| ファーストリテイリング | 11, 964, 000 | 44, 200. 00 | 528, 808, 800, 000 | * |
| ソフトバンクグループ | 23, 928, 000 | 11, 825. 00 | 282, 948, 600, 000 | * |
| 合計 | | | 5, 103, 113, 619, 540 | |

(注) 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

| 信越化学 | 1,800,000株 |
|-------------|-------------|
| ダイキン工業 | 200,000 株 |
| アドバンテスト | 3,000,000 株 |
| ファナック | 300,000 株 |
| 東京エレクトロン | 1,400,000 株 |
| KDDI | 1,800,000 株 |
| ファーストリテイリング | 1,474,000 株 |
| ソフトバンクグループ | 2,200,000 株 |

- 2. 貸付株式数のうち(括弧書)の数字は、委託者の利害関係人である大和証券株式会社に対する貸付であります。
- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間 (2024 年 7 月 11 日から 2025 年 1 月 10 日まで) の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月28日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄業務 執 行 社 員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹內 知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiFreeETF 日経225 (年1回決算型)の2024年7月11日から2025年1月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iFreeETF 日経225 (年1回決算型)の2025年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年7月11日から2025年1月10日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監 査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間 財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸 表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表 示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示 しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公 認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

iFreeETF 日経 225 (年1回決算型)

(1)【中間貸借対照表】

| (1)【中间負值对無权】 | | 当中間計算期間末 |
|-----------------|--|-----------------------|
| | | 2025年1月10日現在 |
| 資産の部 | <u>. </u> | 金額(円) |
| 賃産の部 一流動資産 | <u> </u> | |
| 加制資性 コール・ローン | | 240 012 001 000 |
| 株式 | % 2 % 3 | 342, 813, 681, 260 |
| | <u>%2%3</u> | 4, 675, 719, 689, 800 |
| 派生商品評価勘定 | | 115, 078, 950 |
| 未収入金 | | 85, 336 |
| 未収配当金 | | 5, 461, 469, 750 |
| その他未収収益 | *4 | 133, 345, 221 |
| 流動資産合計 | | 5, 024, 243, 350, 317 |
| 資産合計 | | 5, 024, 243, 350, 317 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | <u> </u> | |
| 派生商品評価勘定 | | 135, 463, 750 |
| 前受金 | | 685, 805, 900 |
| 未払金 | | 1, 129, 488 |
| 未払受託者報酬 | | 1, 350, 377, 962 |
| 未払委託者報酬 | | 1, 875, 730, 509 |
| 未払利息 | | 11, 667, 869 |
| 受入担保金 | | 254, 678, 386, 103 |
| その他未払費用 | | 815, 579, 048 |
| 流動負債合計 | | 259, 554, 140, 629 |
| 負債合計 | | 259, 554, 140, 629 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | % 1 | 1, 446, 017, 549, 245 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金(△) | | 3, 318, 671, 660, 443 |
| (分配準備積立金) | | 12, 035, 881 |
| 元本等合計 | | 4, 764, 689, 209, 688 |
| 純資産合計 | | 4, 764, 689, 209, 688 |
| 負債純資産合計 | | 5, 024, 243, 350, 317 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| (2)【中间摂血及び利示並引昇音】 | - | |
|-------------------|------------|--------------------------------|
| | | 当中間計算期間 |
| | | 自 2024 年 7 月 11 日 |
| | | 至 2025 年 1 月 10 日 |
| | | 金 額 (円) |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | | 42, 145, 126, 810 |
| 受取利息 | | 348, 866, 155 |
| 有価証券売買等損益 | | $\triangle 317, 533, 250, 708$ |
| 派生商品取引等損益 | | $\triangle 1,085,648,520$ |
| その他収益 | % 1 | 429, 234, 743 |
| 営業収益合計 | | $\triangle 275, 695, 671, 520$ |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | | 281, 509, 528 |
| 受託者報酬 | · · | 1, 350, 377, 962 |
| 委託者報酬 | · · | 1, 875, 730, 509 |
| その他費用 | | 857, 766, 156 |
| 営業費用合計 | | 4, 365, 384, 155 |
| 営業利益又は営業損失(△) | · · | $\triangle 280,061,055,675$ |
| 経常利益又は経常損失 (△) | · · | $\triangle 280,061,055,675$ |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | | $\triangle 280,061,055,675$ |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | 3, 658, 114, 460, 139 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 254, 160, 504, 841 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額 | | 254, 160, 504, 841 |
| 又は欠損金減少額 | | |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 313, 542, 248, 862 |
| 中間一部交換に伴う剰余金減少額 | | 313, 542, 248, 862 |
| 又は欠損金増加額 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金 (△) | | 3, 318, 671, 660, 443 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | | 当中間計算期間 |
|----|---------------|--|
| | 区分 | 自 2024 年 7 月 11 日 |
| | | 至 2025 年 1 月 10 日 |
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価 | 株式 |
| 1. | 方法 | |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 |
| | | 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相 |
| | | 場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引 |
| | | 業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| | | なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が |
| | | 時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務 |
| | | に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と |
| | | 協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して |
| | | おります。 |
| | | |
| 2. | デリバティブ取引の評価基準 | 先物取引 |
| | 及び評価方法 | |
| | | 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 |
| | | 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の |
| | | 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 |
| | | The second of the second secon |
| 3. | 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |
| | | 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額 |
| | | を計上しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 区分 | 当中間計算期間末 2025 年 1 月 10 日現在 |
|----|------------------------------------|---|
| 1. | ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部交換元本額 | 1, 469, 296, 707, 411 円 115, 914, 784, 042 円 139, 193, 942, 208 円 |
| 2. | 中間計算期間末日における受益権の総数 | 117, 495, 535 🏻 |
| 3. | ※2 貸付有価証券 | 株券貸借取引契約により、以下のとおり有価 証券の貸付を行っております。 株式 239,898,017,670円 |
| 4. | ※3 差入委託証拠金代用有価証券 | 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券 として以下のとおり差入を行っております。 株式 183,913,000,000円 |
| 5. | ※4 その他未収収益 | 貸付有価証券に係る配当金相当額の未入金分が含まれております。 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 当中間計算期間 自 2024 年 7 月 11 日 |
|----------|------------------------------|
| | 至 2025 年 1 月 10 日 |
| ※1 その他収益 | 貸付有価証券に係る配当金相当額 |
| | 304,113,200円が含まれております。 |

(金融商品に関する注記) 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | | 当中間計算期間末 2025 年 1 月 10 日現在 | |
|----|-----------------------------|---|--|
| 1. | 金融商品の時価及び中間貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | |
| 2. | 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しておりま す。 | |
| | | (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 | |
| | | (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 | |

(デリバティブ取引に関する注記) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| N. VIXIX | V 中国引发 ## ## + | | | |
|--------------|-------------------|-----------|-------------------|---------------|
| | 当中間計算期間末 | | | |
| | 2025 年 1 月 10 日現在 | | | |
| 種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | (円) | うち 1年超 | (円) | (円) |
| 市場取引 | | | | |
| 株価指数 先物取引 | | | | |
| 買建 | 89, 273, 634, 100 | - | 89, 254, 500, 000 | △19, 134, 100 |
| 合計 | 89, 273, 634, 100 | _ | 89, 254, 500, 000 | △19, 134, 100 |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段 又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、中 間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しておりま す。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 当中間計算期間末 2025 年 1 月 10 日現在 |
|-----------|-------------------------------|
| 1口当たり純資産額 | 40,552 円 |

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年1月31日

| I | 資産総額 | 5, 026, 448, 720, 445 円 |
|-------|-----------------|-------------------------|
| Π | 負債総額 | 212, 849, 939, 531 円 |
| Ш | 純資産総額 (I-Ⅱ) | 4, 813, 598, 780, 914 円 |
| IV | 発行済数量 | 117, 554, 562 □ |
| V | 1単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ) | 40.948 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等 該当事項はありません。

(2) 名義登録と収益分配金の支払い

受託会社は、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。)(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。)が受託会社に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

- (3) 受益者に対する特典 ありません。
- (4) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。
- (5) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(6) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし ます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等 が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判 断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付等については、約款の規定によるほか、民法その 他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2025年1月末日現在

資本金の額 414 億 2, 454 万 1, 896 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株 発行済株式総数 326 万 657 株

過去5年間における資本金の額の増減:2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した 基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2025年1月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数 (本) | 純資産額の合計額(百万円) |
|------------|--------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 91 | 339, 420 |
| 追加型株式投資信託 | 789 | 30, 490, 018 |
| 株式投資信託 合計 | 880 | 30, 829, 438 |
| 単位型公社債投資信託 | 73 | 143, 706 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1, 407, 875 |
| 公社債投資信託 合計 | 87 | 1, 551, 581 |
| 総合計 | 967 | 32, 381, 019 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 間瀬 友未

公認会計士

指定有限責任社員

業務執行社員

渡部 啓太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要 な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業 として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成 及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

資産合計

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (2023年3月31日) (2024年3月31日) 資産の部 流動資産 4,813 現金・預金 1,982 有価証券 346 503 前払費用 393 481 未収委託者報酬 12,525 16,513 未収収益 47 78 関係会社短期貸付金 22, 100 23, 400 その他 88 59 37, 455 45,878 流動資産計 固定資産 有形固定資産 **※**1 196 **※**1 176 2 建物 3 器具備品 193 174 無形固定資産 1,342 1,482 ソフトウェア 1,351 1,063 ソフトウェア仮勘定 279 131 投資その他の資産 13,824 13,660 投資有価証券 8,260 8,448 関係会社株式 3,475 3,475 出資金 177 177 1,066 長期差入保証金 1,021 繰延税金資産 824 524 その他 20 12 固定資産計 15, 503 15, 180

52,959

61,058

| | 前事業年度 (2023年3月31日) | | 当事業年度 (2024年3月31日) | |
|--------------------------------------|-----------------------|---------|-----------------------|----------|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 101 | | 158 |
| 未払金 | | 5,874 | | 6, 187 |
| 未払収益分配金 | | 38 | | 39 |
| 未払償還金 | | 12 | | 12 |
| 未払手数料 | | 4, 525 | | 5, 849 |
| その他未払金 | ※ 2 | 1, 297 | ※ 2 | 28 |
| 未払費用 | | 3, 987 | | 5, 03 |
| 未払法人税等 | | 560 | | 3, 842 |
| 未払消費税等 | | 327 | | 872 |
| 賞与引当金 | | 692 | | 1,048 |
| その他 | | 2 | | |
| 流動負債計 | | 11, 545 | | 17, 140 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 2,276 | | 2, 22 |
| 役員退職慰労引当金 | | 51 | | 62 |
| その他 | | 0 | | - |
| 固定負債計 | | 2, 329 | | 2, 289 |
| 負債合計 | | 13, 874 | | 19, 43 |
| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 15, 174 | | 15, 17 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 11, 495 | | 11, 49 |
| 資本剰余金合計 | | 11, 495 | | 11, 49 |
| 利益剰余金 | | • | | |
| 利益準備金 | | 374 | | 374 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 11, 505 | | 13, 048 |
| 利益剰余金合計 | | 11, 879 | | 13, 422 |
| 株主資本合計 | | 38, 549 | | 40, 092 |
| 評価・換算差額等 | | - | | <u>:</u> |
| その他有価証券評価差額金 | | 534 | | 1,530 |
| 評価・換算差額等合計 | | 534 | | 1, 530 |
| 純資産合計 | | 39, 084 | | 41, 623 |
| | | 52, 959 | | 61, 058 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 69, 845 | 76, 221 |
| その他営業収益 | 559 | 717 |
| 営業収益計 | 70, 405 | 76, 939 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 29, 405 | 31, 497 |
| 広告宣伝費 | 662 | 947 |
| 調査費 | 9, 638 | 10, 709 |
| 調査費 | 1, 469 | 1,700 |
| 委託調査費 | 8, 169 | 9,009 |
| 委託計算費 | 1, 783 | 1, 783 |
| 営業雑経費 | 1, 658 | 2, 28 |
| 通信費 | 181 | 163 |
| 印刷費 | 468 | 514 |
| 協会費 | 51 | 5. |
| 諸会費 | 17 | 18 |
| その他営業雑経費 | 939 | 1, 538 |
| 営業費用計 | 43, 147 | 47, 224 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5, 788 | 6, 60 |
| 役員報酬 | 317 | 483 |
| 給料・手当 | 4, 369 | 4, 543 |
| 賞与 | 409 | 52 |
| 賞与引当金繰入額 | 692 | 1,048 |
| 福利厚生費 | 874 | 969 |
| 交際費 | 66 | 90 |
| 旅費交通費 | 95 | 199 |
| 租税公課 | 476 | 508 |
| 不動産賃借料 | 1, 300 | 1, 269 |
| 退職給付費用 | 488 | 334 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 38 | (|
| 固定資産減価償却費 | 625 | 478 |
| 諸経費 | 2, 193 | 1, 888 |
| 一般管理費計 | 11, 946 | 12, 346 |
| 営業利益 | 15, 310 | 17, 368 |

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 286 | 220 |
| 受取配当金 | 25 | 40 |
| 有価証券償還益 | 150 | 32 |
| その他 | 146 | 93 |
| 営業外収益計 | 608 | 388 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券償還損 | 2 | 196 |
| 投資有価証券売却損 | 244 | 1 |
| その他 | 31 | 18 |
| 営業外費用計 | 277 | 215 |
| 経常利益 | 15, 642 | 17, 540 |
| 特別損失 | | |
| システム刷新関連費用 | - | 153 |
| 投資有価証券評価損 | 257 | 132 |
| 関係会社整理損失 | 229 | - |
| 特別損失計 | 486 | 286 |
| 税引前当期純利益 | 15, 155 | 17, 253 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4, 589 | 5, 533 |
| 法人税等調整額 | 248 | △139 |
| 法人税等合計 | 4, 838 | 5, 394 |
| 当期純利益 | 10, 317 | 11, 859 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

| | | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------------|-----------------|-------------|----------|------------|--|--|
| 1 | 資本金 | 資本剰余金 | a a | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本金 資本準備金 利益準備金 | 40124345 (#F.A. | その他利益 剰余金 | 利益剰余金合計 | 株主資本 合計 | | |
| | | | 利益準備金 | 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 15, 174 | 11, 495 | 374 | 13, 925 | 14, 299 | 40, 969 | | |
| 当期変動額 | . 23 | | | . 30 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | = | | △ 12,737 | △ 12,737 | △ 12,737 | | |
| 当期純利益 | - | _ | | 10, 317 | 10, 317 | 10, 317 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 2= | - | Œ | 100 | - | - | | |
| 当期変動額合計 | | _ | - | △ 2,419 | △ 2,419 | △ 2,419 | | |
| 当期末残高 | 15, 174 | 11, 495 | 374 | 11, 505 | 11,879 | 38, 549 | | |

| | 評価・換 | 評価・換算差額等 | | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------|----------|--|--|--|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 | | | |
| 当期首残高 | 971 | 971 | 41, 941 | | | |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | = | △ 12,737 | | | |
| 当期純利益 | - | 5 | 10, 317 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △ 436 | △ 436 | △ 436 | | | |
| 当期変動額合計 | △ 436 | △ 436 | △ 2,856 | | | |
| 当期末残高 | 534 | 534 | 39, 084 | | | |

当事業年度(自 2023年4月1日至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

| | | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|------------------|----------------------|--------------|----------|------------|--|--|
| 9 | 資本金 | 資本剰余金 利益剰余金 | | | | | | |
| | | 海上海/ 4/4/ | 401 77-98-18- A | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本準備金 | 備金 利益準備金 繰越利益 剰余金 | 繰越利益 剰余金 | 合計 | - FI | | |
| 当期首残高 | 15, 174 | 11, 495 | 374 | 11, 505 | 11, 879 | 38, 549 | | |
| 当期変動額 | . 95 | | | s 90° | | | | |
| 剰余金の配当 | - | = | _ | △ 10, 316 | △ 10,316 | △ 10,316 | | |
| 当期純利益 | - | - | - | 11, 859 | 11, 859 | 11, 859 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | _ | 102 | _ | - | | |
| 当期変動額合計 | - | - | <u> </u> | 1, 543 | 1, 543 | 1, 543 | | |
| 当期末残高 | 15, 174 | 11, 495 | 374 | 13, 048 | 13, 422 | 40,092 | | |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-------------------------|----------------------|----------------|----------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 534 | 534 | 39, 084 |
| 当期変動額 | S 93 | | |
| 剰余金の配当 | 877 | I. | △ 10,316 |
| 当期純利益 | - | J | 11,859 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 995 | 995 | 995 |
| 当期変動額合計 | 995 | 995 | 2, 538 |
| 当期末残高 | 1, 530 | 1, 530 | 41,623 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 $10\sim18$ 年 器具備品 $4\sim20$ 年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末 要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び 当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりでありま す。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。 この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた 171 百万円は、「受取配当金」25 百万円、「その他」146 百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| - | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------|--------------|--------------|
| | (2023年3月31日) | (2024年3月31日) |
| 建物 | 38 百万円 | 39 百万円 |
| 器具備品 | 296 百万円 | 308 百万円 |

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| D471 - 1 - 1 - 2 2 | · | , |
|--------------------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2023年3月31日) | (2024年3月31日) |
| 未払金 | 1,178 百万円 | 236 百万円 |

3 保証債務

前事業年度(2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | _ | | 2,608 |
| 合 計 | 2, 608 | | _ | 2, 608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2022年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 12, 737 | 4, 883 | 2022年 3月31日 | 2022年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次 のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額 10,316百万円 ②配当の原資 利益剰余金 ③1株当たり配当額 3,955円 ④基準日 2023年3月31日 ⑤効力発生日 2023年6月27日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2, 608 | _ | _ | 2, 608 |
| 合 計 | 2, 608 | | | 2, 608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2023年 6 月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 10, 316 | 3, 955 | 2023年 3月31日 | 2023年 6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次 のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額 11,858百万円 ②配当の原資 利益剰余金 ③ 1株当たり配当額 4,546円 ④基準日 2024年3月31日 ⑤効力発生日 2024年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの 財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等によ り一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有 価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、 価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、 子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の 信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒され ております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成 される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により 算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を 分類しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

| | | | | . 17 . 1 . 4 / |
|--------------|----------|--------|------|----------------|
| | 貸借対照表計上額 | | | |
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | 57 | 7,882 | l | 7, 939 |
| 資産合計 | 57 | 7, 882 | l | 7, 939 |

当事業年度 (2024年3月31日)

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | | | | |
|--------------|----------|--------|------|--------|--|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | |
| 有価証券及び投資有価証券 | 144 | 8, 141 | _ | 8, 285 | |
| 資産合計 | 144 | 8, 141 | _ | 8, 285 | |

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル 1 に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び 時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めてお りません。

(単位:百万円)

| | | (1 1 7 1 7) | | |
|--------|--------|--------------|--|--|
| 区分 | 前事業年度 | 当事業年度 | | |
| 非上場株式 | 666 | 666 | | |
| 子会社株式 | 1, 448 | 1, 448 | | |
| 関連会社株式 | 2, 027 | 2, 027 | | |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,448百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------|----------|--------|--------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 貸借対照表計上額が取得原 | | | |
| 価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 57 | 55 | 1 |
| (2) その他 | 5, 084 | 3, 923 | 1, 161 |
| 小計 | 5, 141 | 3, 978 | 1, 163 |
| 貸借対照表計上額が取得原 | | | |
| 価を超えないもの | | | |
| その他 | 2, 798 | 3, 190 | △392 |
| 小計 | 2, 798 | 3, 190 | △392 |
| 合計 | 7, 939 | 7, 168 | △771 |

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------|----------|--------|--------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 貸借対照表計上額が取得原 | | | |
| 価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 144 | 55 | 89 |
| (2) その他 | 6, 597 | 4, 268 | 2, 329 |
| 小計 | 6, 742 | 4, 323 | 2, 419 |
| 貸借対照表計上額が取得原 | | | |
| 価を超えないもの | | | |
| その他 | 1, 543 | 1,756 | △213 |
| 小計 | 1, 543 | 1,756 | △213 |
| 合計 | 8, 285 | 6, 079 | 2, 205 |

⁽注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) | |
|-----------------|--------------|------------------|------------------|--|
| (1)株式 (2)その他 | - | - | - | |
| 証券投資信託 | 2, 359 | 296 | 244 | |
| 合計 | 2, 359 | 296 | 244 | |

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|--------|---------|---------|
| 性規 | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1) 株式 | - | - | _ |
| (2) その他 | | | |
| 証券投資信託 | 1, 455 | 220 | 1 |
| 合計 | 1, 455 | 220 | 1 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の 減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| 1/2小小百万度分少为百万百万万百万万百万万百万万万 | | | | | | | | |
|----------------------------|----|-------------|----|-------------|--|--|--|--|
| | | 前事業年度 | | 当事業年度 | | | | |
| | (自 | 2022年4月1日 | (自 | 2023年4月1日 | | | | |
| | 至 | 2023年3月31日) | 至 | 2024年3月31日) | | | | |
| 退職給付債務の期首残高 | | 2,399百万円 | | 2,276百万円 | | | | |
| 勤務費用 | | 150 | | 138 | | | | |
| 退職給付の支払額 | | △ 322 | | △ 266 | | | | |
| その他 | | 48 | | 78 | | | | |
| 退職給付債務の期末残高 | | 2, 276 | | 2, 227 | | | | |

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
|-------------------------|----|-------------|----|-------------|
| | (自 | 2022年4月1日 | (自 | 2023年4月1日 |
| | 至 | 2023年3月31日) | 至 | 2024年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | | 2,276 百万円 | | 2,227 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | | 2, 276 | | 2, 227 |
| 退職給付引当金 | | 2, 276 | | 2, 227 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | | 2, 276 | | 2, 227 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | | 前事業年度 | | 当事業年度 |
|-----------------|----|-------------|----|-------------|
| | (自 | 2022年4月1日 | (自 | 2023年4月1日 |
| | 至 | 2023年3月31日) | 至 | 2024年3月31日) |
| 勤務費用 | | 150 百万円 | | 138 百万円 |
| その他 | | 153 | | 9 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | | 303 | | 147 |

⁽注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円)

| | | (単位・日7月7 |
|--------------|--------------|--------------|
| | 前事業年度 | 当事業年度 |
| | (2023年3月31日) | (2024年3月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 697 | 681 |
| 賞与引当金 | 182 | 262 |
| 投資有価証券評価損 | 177 | 204 |
| 未払事業税 | 114 | 197 |
| 関係会社株式評価損 | 155 | 155 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| システム関連費用 | 68 | 25 |
| その他 | 309 | 289 |
| 繰延税金資産小計 | 1,799 | 1, 910 |
| 評価性引当額 | △ 459 | △ 486 |
| 繰延税金資産合計 | 1, 339 | 1, 424 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 356 | △ 740 |
| 連結法人間取引(譲渡益) | △ 159 | △ 159 |
| 繰延税金負債合計 | △ 515 | △ 899 |
| 繰延税金資産の純額 | 824 | 524 |
| | · | · |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100 分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 76,221 百万円、その他 717 百万円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの 関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識する と見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超える ため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。 [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| | | | | | 議決権等 | 関係 | 内容 | | | | |
|-----|--------------|--------|-----------------------|------------|---------------------------|------------|--------|--------------|------------|-------------------|---------------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の 内容 | の所有 (被所有) 割合 (%) | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
| 親会社 | ㈱大和証 券グルー | 東京都千代田 | 247, 397 | 証券持 株会社 | 被所有 | あり | 経営管 | 資金の貸付 | 17, 100 | 関係会 社短期 貸付金 | 22, 100 |
| | プ本社 | 区 | , | 業 | 100.0 | | 理 | 利息の受取 (注) | 0 | - | _ |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| | | | | | 議決権等 | 関係 | 内容 | | | | |
|-------|---------------|--------|-----------------------|------------|---------------------------|------------|--------|--------------|------------|-------------------|------------|
| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の 内容 | の所有 (被所有) 割合 (%) | 役員の 兼任等 | 事業上の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
| 親会社 | (株大和証 券グルー | 東京都千代田 | 247, 397 | 証券持 株会社 | 被所有 | あり | 経営管 | 資金の貸付 | 11, 100 | 関係会 社短期 貸付金 | 23, 400 |
| 70124 | プ本社 | 区 | 211, 551 | 業 | 100.0 | | 理 | 利息の受取 (注) | 0 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--|-----------|-----------------------|-----------|-------------------------------|---------------|-------------|------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 所有 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 2, 112 | I | _ |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--|-----------|-----------------------|-----------|-------------------------------|---------------|-------------|------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | 所有 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 2, 354 | I | _ |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 属性 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------------------------|------------|---------|-----------------------|-----------|-----------------------------------|--|---|-------------------|----------------------|------------------|
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理 | 証券投資信託 の代行手数料 (注 2) 不動産の賃 借料(注 3) | 13, 072 1, 062 | 未払手数料 長期差入保 証金 | 2, 663 1, 054 |
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | ㈱大和総研 | 東京都江東区 | 3, 898 | 情報サービス業 | - | ソフトウェ アの開発・ 保守 | ソフトウェ アの購入・ 保守 (注 4) | 883 | 未払費用 | 81 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が 含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の 上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| 属性 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------------------------|------------|---------|-----------------------|-------------|-----------------------------------|--|--|-------------------|----------------------|------------------|
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理 | 証券投資信託 の代行手数料 (注 2) 不動産の賃 借料 (注 3) | 13, 749 1, 030 | 未払手数料 長期差入保 証金 | 3, 491 1, 010 |
| 同一の 親会社 をもつ 会社 | ㈱大和総研 | 東京都江東区 | 3, 898 | 情報サー ビス業 | - | ソフトウェ アの開発・ 保守 | ソフトウェ アの購入・ 保守 (注 4) | 902 | 未払費用 | 87 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が 含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の 上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| * | 年度 4月1日 3月31日) | 当事業 (自 2023年 至 2024年 | 4月1日 |
|---|----------------------|----------------------------|--------------|
| 1株当たり純資産額 | 14, 983. 42円 | 1株当たり純資産額 | 15, 956. 63円 |
| 1株当たり当期純利益 | 3, 955. 35円 | 1株当たり当期純利益 | 4,546.57円 |

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益(百万円) | 10, 317 | 11, 859 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 2, 608, 525 | 2, 608, 525 |

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

| 募集等の方法 | 第三者割当 |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 652,132株 |
| 払込金額 | 1株につき80,506円 |
| 払込金額の総額 | 52, 500, 538, 792円 |
| 増加する資本金の金額 | 26, 250, 269, 396円 |
| 払込期日 | 2024年7月1日(予定) |
| 資金の使途 | 投融資及び運転資金に充当する予定であります。 |
| 新株式発行前の発行済株式総数に対する 議決権比率 | 株式会社大和証券グループ本社:100% |
| 新株式発行後の発行済株式総数に対する 議決権比率 | 株式会社大和証券グループ本社:80% 株式会社かんぽ生命保険:20% |

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

渡部 啓太

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項(重要な後発事象)に記載されているとおり、会社は2024年10月1日付で株式会 社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案する ために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び 中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(単位:百万円)

当中間会計期間 (2024年9月30日)

| | (2021 0 / 100 H / |
|------------|---------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金・預金 | 4, 555 |
| 有価証券 | 1, 271 |
| 未収委託者報酬 | 18, 273 |
| 関係会社短期貸付金 | 16, 900 |
| その他 | 916 |
| 流動資産合計 | 41, 916 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | ※ 1 60 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウエア | 878 |
| その他 | 346 |
| 無形固定資産合計 | 1, 225 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 9, 666 |
| 関係会社株式 | 3, 414 |
| 繰延税金資産 | 748 |
| その他 | 1,095 |
| 投資その他の資産合計 | 14, 924 |
| 固定資産合計 | 16, 211 |
| 資産合計 | 58, 128 |
| | |

当中間会計期間 (2024年9月30日)

| 負債の部 | |
|--------------|-------------------|
| 流動負債 | |
| 未払金 | 6, 580 |
| 未払費用 | 5, 540 |
| 未払法人税等 | 4, 405 |
| 賞与引当金 | 910 |
| その他 | ※ 2 1, 107 |
| 流動負債合計 | 18, 545 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 2, 270 |
| 役員退職慰労引当金 | 55 |
| 固定負債合計 | 2, 325 |
| 負債合計 | 20, 870 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 15, 174 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 11, 495 |
| 資本剰余金合計 | 11, 495 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 374 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 8, 774 |
| 利益剰余金合計 | 9, 148 |
| 株主資本合計 | 35, 818 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1, 438 |
| 評価・換算差額等合計 | 1, 438 |
| 純資産合計 | 37, 257 |
| 負債・純資産合計 | 58, 128 |
| | |

(2)中間損益計算書

法人税等調整額

中間純利益

(単位:百万円) 当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 営業収益 委託者報酬 44, 508 その他営業収益 483 営業収益合計 44, 992 営業費用 支払手数料 18,092 その他営業費用 9,300 営業費用合計 27, 392 **※** 1 一般管理費 6,708 営業利益 10,890 営業外収益 **※** 2 281 営業外費用 ₩3 21 経常利益 11, 150 特別利益 X4491 特別損失 **※** 5 154 税引前中間純利益 11, 487 法人税、住民税及び事業税 4,086

 $\triangle 183$

7,584

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------------|---------|---------|-------|--------------|---------|------------------|--|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 次 - 1) | 4年後年入 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | 繰越利益 剰余金 | 合計 | VK T AVIV II III | |
| 当期首残高 | 15, 174 | 11, 495 | 374 | 13, 048 | 13, 422 | 40, 092 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △11,858 | △11,858 | △11,858 | |
| 中間純利益 | - | - | - | 7, 584 | 7, 584 | 7, 584 | |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額) | - | - | _ | _ | _ | - | |
| 当中間期変動額 合計 | _ | _ | _ | △4, 274 | △4, 274 | △4, 274 | |
| 当中間期末残高 | 15, 174 | 11, 495 | 374 | 8, 774 | 9, 148 | 35, 818 | |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-------------------------------|----------------------|----------------|---------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
| 当期首残高 | 1,530 | 1, 530 | 41, 623 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △11,858 |
| 中間純利益 | _ | - | 7, 584 |
| 株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額) | △91 | △91 | △91 |
| 当中間期変動額 合計 | △91 | △91 | △4, 365 |
| 当中間期末残高 | 1, 438 | 1, 438 | 37, 257 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物10~18年器具備品4~20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額 を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、 貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計 期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容 及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおり であります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負 っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確 定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足さ れるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用し ておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ 本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人と するグループ通算制度から離脱しています。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2024年9月30日現在) 358百万円

有形固定資産

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の 「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,340百万円に対して保証を 行っております。

(中間損益計算書関係)

投資有価証券評価損

| ※ 1 | 減価償却実施額 | |
|------------|------------|---------------|
| | | 当中間会計期間 |
| | | (自 2024年4月 1日 |
| | | 至 2024年9月30日) |
| | 有形固定資産 | 9百万円 |
| | 無形固定資産 | 211百万円 |
| | | |
| ※ 2 | 営業外収益の主要項目 | |
| | | 当中間会計期間 |
| | | (自 2024年4月 1日 |
| | | 至 2024年9月30日) |
| | 投資有価証券売却益 | 184百万円 |
| | 有価証券償還益 | 45百万円 |
| | 受取配当金 | 27百万円 |
| | <i></i> | |
| ※ 3 | 営業外費用の主要項目 | |
| | | 当中間会計期間 |
| | | (自 2024年4月 1日 |
| | | 至 2024年9月30日) |
| | 為替差損 | 17百万円 |
| | | |
| ※ 4 | 特別利益の項目 | |
| | | 当中間会計期間 |
| | | (自 2024年4月 1日 |
| | | 至 2024年9月30日) |
| | 投資有価証券売却益 | 380百万円 |
| | 固定資産売却益 | |
| | 美術品 | 83百万円 |
| | ゴルフ会員権 | 26百万円 |
| | | |
| ※ 5 | 特別損失の項目 | |
| | | 当中間会計期間 |
| | | (自 2024年4月 1日 |
| | - | 至 2024年9月30日) |
| | 固定資産売却損 | |
| | 美術品 | 85百万円 |
| | ゴルフ会員権 | 15百万円 |
| | | |

53百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2, 608 | _ | _ | 2, 608 |
| 合計 | 2,608 | l | | 2, 608 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|----------------|----------------|
| 2024年6月19日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,858 | 4, 546 | 2024年 3月31日 | 2024年 6月20日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を 分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 | | | |
|--------------|------------|--------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券及び投資有価証券 | 1,602 | 8, 991 | _ | 10, 594 |
| 資産合計 | 1,602 | 8, 991 | | 10, 594 |

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等 及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含め ておりません。

(単位:百万円)

| | () == (/ () / () / () |
|--------|--------------------------------|
| 区分 | 当中間会計期間 |
| 非上場株式 | 342 |
| 子会社株式 | 1, 386 |
| 関連会社株式 | 2, 027 |

(有価証券関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 中間貸借対照表 | 取得原価 | 差額 |
|---------------|----------|--------|--------|
| | 計上額(百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 中間貸借対照表計上額が取得 | | | |
| 原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 123 | 55 | 67 |
| (2) その他 | 6, 715 | 4, 477 | 2, 238 |
| 小計 | 6, 838 | 4, 532 | 2, 306 |
| 中間貸借対照表計上額が取得 | | | |
| 原価を超えないもの | | | |
| その他 | 3, 756 | 3, 988 | △232 |
| 小計 | 3, 756 | 3, 988 | △232 |
| 合計 | 10, 594 | 8, 520 | 2, 073 |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、 証券投資信託に関する運用に係る業務が44,508 百万円、その他483 百万円であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

「セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

「関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- 2. 地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | |
|------------|--------------|
| | 中間会計期間 |
| (自 20 | 2024年4月1日 |
| 至 20 | 2024年9月30日) |
| 1株当たり純資産額 | 14, 283. 03円 |
| 1株当たり中間純利益 | 2, 907. 52円 |

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため 記載しておりません。
- (注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 | |
|-------------------|-------------|
| (自 2024年4月1日 | |
| 至 2024年9月30日) | |
| 中間純利益(百万円) | 7, 584 |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 7, 584 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | _ |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2, 608, 525 |

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ 生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いた しました。

| 募集等の方法 | 第三者割当 |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 652,132株 |
| 払込金額 | 1株につき80,506円 |
| 払込金額の総額 | 52, 500, 538, 792円 |
| 増加する資本金の金額 | 26, 250, 269, 396円 |
| 払込日 | 2024年10月1日 |
| 資金の使途 | 投融資及び運転資金に充当する予定であります。 |
| 新株式発行前の発行済株式総数に対する 議決権比率 | 株式会社大和証券グループ本社:100% |
| 新株式発行後の発行済株式総数に対する 議決権比率 | 株式会社大和証券グループ本社:80% 株式会社かんぽ生命保険:20% |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の 方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運 用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるお それのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 2024 年 5 月 15 日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき 2024 年 10 月 1 日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(iFreeETF 日経225 (年1回決算型))

約款

大和アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 (iFreeETF 日経225 (年1回決算型))

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および対象物)

第3条 委託者は、信託契約締結日の前営業日に委託者が提示する銘柄の株券(第14条第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。)を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託の限度)

- 第 4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
 - ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度を変更することができます。

(信託期間)

第 5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51 条第1項および第53条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる新たに発行される受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第 1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により 行なわれます。

(金融商品取引所への上場)

- 第7条 委託者および受託者は、この信託の受益権(2008年1月4日前は受益証券をもって表示します。 以下この条において同じ。)について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する 金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、 有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場 および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場申請を行なうものとし、当該受益 権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得た場合には、 当該金融商品取引所に上場されるものとします。
 - ② 委託者および受託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(当初の受益者)

第 8条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第9条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第14条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第9条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が信託設定日の前営業日の日経平均株価の終値に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第10条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等

に再分割できるものとします。

(追加信託の額および口数、基準価額の計算方法)

- 第10条 追加信託は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に相当する株式および金銭によるものとします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。) を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価し て得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、 計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第11条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第12条 この信託の受益権は、2008年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者 が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を 発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を 除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益 証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第9条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替 機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口 座簿への新たな記載または記録を行ないます。
 - ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2007年12月28日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託財産における交換の計上が行なわれたもので、当該交換にかかる株式の交付日が2008年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2008年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保管振替制度における参加者口座簿に記録または記載されていない受益証券および保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(委託者が別に指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。)または金融商品取引所の取引参加者(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第13条 受託者は、追加信託にかかる第14条第9項に定める株式(同条第5項、同条第6項および同条第8項に該当する場合の金銭を含みます。)または同条第10項に定める担保金について、受入れまたは振替済みの通知を受けた場合は、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式および金銭についての受入れまたは振替済みの通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の取得申込)

第14条 指定販売会社は、第9条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、取得の申込 みに応じることができます。

- ② 受益権の取得申込者は、日経平均トータルリターン・インデックスを構成する各銘柄の株式の 数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託者が指定するもの(以下 「取得時のバスケット」といいます。)を単位として、受益権を取得しなければならないものとし ます。また、当該取得時のバスケットの評価額(法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た額をいいます。以下同じ。)をもって、それに相当するものとして委託者が 定める一定口数の受益権を単位として取得するものとします。受益権の価額は、第3項に規定する 取得申込受付日の基準価額とします。
- ③ 受益権の取得申込者が、委託者が別に定める時限までに取得申込をした場合には、当日を取得申込受付日として委託者は当該取得申込を受付けます。
- ④ 取得申込受付日に対応する取得時のバスケットを構成する各株式の銘柄名とその数量は、委託者が取得申込受付日以前の別に定める期日に別に定める方法により提示するものとします。
- ⑤ 第2項の規定にかかわらず、受益権の取得申込者は、取得時のバスケットの評価額が取得する一 定口数の受益権の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分を金銭をもって支払うも のとします。
- ⑥ 第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに受益権の取得申込者が発行した株式または その親会社(会社法第2条第1項第4号に規定する親会社をいいます。以下同じ。)が発行した株式 (以下「自社株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該自社株式等に代 えて当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該自社株式 等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率 を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑦ 前項に該当する場合には、受益権の取得申込者は、指定販売会社を通じてその旨を委託者に通知するものとします。この通知が取得申込の際に行なわれなかった場合において、そのことによって当該取得申込者または信託財産その他に損害が生じた場合には、当該取得申込者がすべての責を負うものとします。
- ⑧ 第2項の規定にかかわらず、取得時のバスケットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本項において「配当落ち株式等」といいます。)が含まれる場合には、当該取得申込者は当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等に相当する金額(評価額により算出したものに限ります。)に、当該配当落ち株式等を信託財産において取得するため必要な経費に相当するものとして当該金額に別に定める率を乗じて得た額を加算して得た金額の金銭をもって取得することができるものとします。
- ⑨ 指定販売会社は、取得申込にかかる取得時のバスケットの各銘柄の株式を、取得申込にかかる 信託が設定される日までに、別に定める契約に基づき委託者に代わって受託者に引渡すものとし ます。
- ⑩ 指定販売会社は、受益権の取得申込者が引渡すべき取得時のバスケットの各銘柄の一部の引渡日を別に定める方法に基づいて指定する場合には、担保金を差入れるものとします。なお、担保金に付利は行なわないものとします。担保金が差入れられた場合には、委託者は信託財産への担保金の受入れの指図を行なうものとします。
- ① 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、第9項に定める株式(第5項、第6項および第8項に該当する場合の金銭を含みます。)または前項に定める担保金の引渡しと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる株式および金銭の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と指定販売会社(指定販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該指定販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。
- ② 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得

申込の受付を停止します。なお、第1号から第3号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。

- 1. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の配当落日および権利落日
- 2. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更 日の2営業日前から起算して6営業日以内
- 3. 第36条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4. 前各号のほか、委託者が、第24条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ③ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地 方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収する ことができるものとします。当該手数料は、指定販売会社ならびに受託者が収受するものとしま す。
- ④ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむをえない事情があるときおよび委託者が必要と認めるときは、取得申込の受付けの中止、取得申込の受付けの取消しまたはその両方を行なうことができます。

第15条 (削 除)

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

- 第16条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第17条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第18条 (削 除)

第19条 (削 除)

第20条 (削 除)

第21条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

- 第22条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款 第26条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げる もの
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第23条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。
 - 1. 株券または新株引受権証書

- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 6. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書を「株式」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用す ることを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

- 第24条 この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均トータルリターン・インデックスの変動率に一致させることを目的として、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に対する投資として運用を行ないます。
 - ② 日経平均トータルリターン・インデックスを構成する全銘柄の株式を組入れることを原則とします。
 - ③ 前2項の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。)があります。
 - ④ 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
 - ⑤ 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。
 - ⑥ 株式への投資割合には、制限を設けません。
 - ⑦ 外貨建資産への投資は、行ないません。

(投資する株式の範囲)

- 第25条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の 発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、 この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図)

第26条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第26条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な 方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 (有価証券の貸付けの指図および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第27条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第30条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算 を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価 証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。 (損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、 株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあると きは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1計算期間は、 2001年7月9日から2002年7月10日までとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託

者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

- 第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場にかかる費用および日経平均トータルリターン・インデックスの商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。ただし、第36条に規定する各計算期間において、信託財産中から支弁する受益権の上場にかかる費用および商標使用料の合計額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の6の率を乗じて得た額を超えないものとします。(信託報酬等の額および支弁の方法)
- 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号 の額に第2号の額を加算して得た額とします。
 - 1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の12以内の率を乗じて得た額
 - 2. 第27条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸付にかかる品貸料(貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額。ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額(当該額が負数のときは零とします。)に100分の50以内の率を乗じて得た額
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益分配方針)

第40条 収益の分配は、信託の計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これら に類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控 除した額の全額について行ないます。

(名義登録と収益分配金の支払い)

- 第41条 計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。)または法人番号(同法同条に規定する法人番号をいいます。)(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。)が受託者に登録されている者(以下「名義登録受益者」といいます。)を当該計算期間終了日における収益分配金受領権者とし、受託者は収益分配金を当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託者および受託者は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。
 - ② 受益者は、原則として前項に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の取引参加者を経由して行なうものとします。この場合、当該取引参加者は、当該取引参加者が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者に対して直接行なうことができます。
 - ③ 社振法関係法令等に基づき、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名 義登録の手続は別に定めるところによります。
 - ④ この信託契約締結当初および2008年1月4日前の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで受益証券を交付し、2008年1月4日以降の追加信託時の受益者については、第1項に規定する登録を行なったうえで、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されるものとします。
 - ⑤ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定した預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式

により行なうものとします。なお、名義登録受益者が第2項に規定する取引参加者と別途収益分配 金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

⑥ 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、第1項の名義登録受益者にかかる収益分配金の未 払い残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

(収益分配金の時効)

第42条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(期中解約の取扱い)

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権(受託者が第54条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議 を述べた受益者からの第55条の規定による請求により買取った受益権を除きます。)について、信 託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(交換の請求)

- 第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、2001年9月1日以降、委託者に対し、当該受益権と当 該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求す ることができます。
 - ② 受益者が交換の請求をするときは、指定販売会社に対し、委託者が定める一定口数の整数倍の振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2008年1月4日以降に交換株式が受益者に交付(株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録)されることとなる交換請求で、2008年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ③ 交換を請求しようとする受益者が、委託者が別に定める時限までに交換請求をした場合には、 当日を交換請求受付日として委託者は当該交換請求を受付けます。
 - ④ 委託者は、交換に際し、信託財産に属する株式の評価額をもって、それに相当する口数の受益権と交換するものとします。交換に際し、受益権の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
 - ⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の交換 請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断に より、受益権の交換請求を受け付けることがあります。
 - 1. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更 日の2営業日前から起算して6営業日以内
 - 2. 第36条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
 - 3. 前各号のほか、委託者が、第24条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
 - ⑥ 第2項の指定販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続を行な うものとします。なお、第8条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該指定販 売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機 関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続を行ないます。当該抹消 にかかる手続および第45条第5項に掲げる交換株式にかかる振替請求が行なわれた後に、振替機 関は、第45条第1項または第2項に定める当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を 抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益 者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ⑦ 受託者は、第45条第1項または第2項の委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続および第45条第6項に定める抹消の確認をもって、 当該振替受益権を受け入れ、抹消したものとして取り扱います。
 - ⑧ 指定販売会社は、当該指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を交換請求者から徴収することができるものとします。当該手数料は、指定販売会社ならびに受託者が収受するものとします。
 - ⑨ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止その他やむをえない事情があるときおよび委託 者が必要と認めるときは、交換請求の受付けの中止、交換請求の受付けの取消しまたはその両方 を行なうことができます。
 - ⑩ 前項の規定により、交換請求の受付けを中止したときは、受益者は、当該受付中止以前に行なった当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、 当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして計算 されるものとします。

(交換の指図等)

- 第45条 委託者は、前条第1項の請求を受付けた場合には、当該請求にかかる受益権と、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式として委託者が指定するものとの交換を行なうよう受託者に指図します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の委託者が指定する株式に自社株式等が含まれる場合には、原則として、委託者は、第1項の請求にかかる受益権の口数から当該自社株式等に相当する金額(評価額により算出したものから、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗じて得た額を減じた金額とします。)に相当する口数を除いた口数の受益権と、当該受益権の持分に相当する株式(当該自社株式等を除きます。)を交換するよう受託者に指図するものとします。
 - ③ 前項に該当する場合には、交換請求を行なう受益者は、指定販売会社を通じてその旨を委託者 に通知するものとします。この通知が交換請求の際に行なわれなかった場合において、そのこと によって交換請求者または信託財産その他に損害が生じた場合には、交換請求者がすべての責を 負うものとします。
 - ④ 第1項の規定にかかわらず、第1項の委託者が指定する株式に、その配当落ちまたは権利落ち後、 当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じ て受益権の受渡しが行なわれることとなる株式(以下本項において「配当落ち株式等」といいま す。)が含まれる場合には、委託者は、当該配当落ち株式等に代えて当該配当落ち株式等の評価額 (当該評価額から、当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその 数量を変更するための取引にかかる経費に相当する金額として、当該評価額に別に定める率を乗 じて得た額を減じた額とします。)に相当する金銭の交付をもって交換するよう受託者に指図す ることができるものとします。
 - ⑤ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。ただし、第8条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第2項に掲げる交換の請求を受付けた指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第6項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式にかかる振替請求および金銭の交付を行なうものとします。別に定める期日から、受益者への交換株式の交付に際しては振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者にかかる株数の増加の記載または記録が行なわれ、受益者への金銭の交付については指定販売会社において行なわれます。
 - ⑥ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と 同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益 権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

- 第46条 指定販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。
 - 1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
 - 2. 第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
 - ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額から、指定販売会社が定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を控除した価額とすることができます。
 - ③ 指定販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することができます。
 - ④ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託終了時の交換等)

第47条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証

券と引き換えに交換するものとします。この場合は、第44条および第45条の規定に準じるものと します。

- ② 委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該指定販売会社が別に定める手数料および 当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ③ 信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。交換により引渡される株式に当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。

(交換にかかる時効)

第48条 受益者が、第47条第1項の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないとき は、その権利を失い、委託者に帰属します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第49条 委託者は、受益権の口数が20万口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは日経平均トータルリターン・インデックスが廃止された場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた 受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求する ことができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月 1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託契約に関する疑義)

第57条 この信託契約の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2001年 7月 9日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

- 第1条 約款第41条第3項の別に定める手続は、原則として以下のとおりとします。
 - 1. 約款第41条第3項の受益権は、約款第41条第2項の取引参加者の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
 - 2. 約款第41条第2項の取引参加者は、計算期間終了日までに当該取引参加者にかかる上記1.の 受益権の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受 託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該取引参加者所 定の方法による当該受益者からの申出に基づき、当該取引参加者はこれを受託者に通知するも のとします。
 - 3. 約款第41条第2項の取引参加者は、計算期間終了日現在の当該取引参加者にかかる上記1.の 受益権の受益者の振替機関の定める事項を(当該取引参加者が直接口座管理機関でない場合は その上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関は業務規程等に基づき、これ を受託者に通知するものとします。
- 第2条 2007年12月28日現在の信託約款第12条、第13条、第15条(受益証券の種類)から第21条(受益 証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者が やむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第 3条 約款第8条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。